# 介護サービス事業者 自主点検表

(令和5年6月版)

## 地域密着型通所介護

事業所番号	
施設の名称	
施 設 の 所 在 地	₹
電 話 番 号	
法人の名称	
法人の代表者名	
管理者(施設長)名	
記入者職・氏名	
記入年月日	年 月 日
運営指導日	年 月 日

川口市 福祉部 福祉監査課

### 介護サービス事業者自主点検表の作成について

#### 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準等が守られているか常に確認する必要があります。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、関係する法令、条例及び通知等を基に自主点検表を作成しましたので、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上を図るためにご活用ください。

#### 2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 記入に当たっては、管理者が中心となり、直接担当する職員及び関係する職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (4) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「該当なし」又は「事例なし」と記入してください。(判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。)
- (5) 療養通所介護事業所以外は、「(一般型)」と記載のある項目を、療養通所介護事業所は、「(療養型)」の記載のある項目を点検してください。どちらの標記もない項目は、一般型及び療養型の「共通項目」となりますので、それぞれ点検してください。
- (6) 指定共生型地域密着型通所介護事業所については、「地域密着型通所介護」を「共生型地域密着型通所介護」に読み替えて点検してください。

### 3 根拠法令

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

略称	法令等名称
法	介護保険法(平成9年法律第123号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)
条例	川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月22日条例第16号)
予防条例	川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年3月22日条例第17号)
平 18 厚労令 34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号)
平 18-0331004	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発 0331004 号・老老発 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)
平 13 老発 155	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日老発第155号厚生労働 省老健局長通知)
消防法	消防法 (昭和23年7月24日法律第186号)
消防法施行令	消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)
消防法施行規則	消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号)
平 18 厚労告 126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)
平18 留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型 介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意 事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発 第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)
平 27 厚労告 94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告 示第94号)
平 27 厚労告 95	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平 27 厚労告 96	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)

## 介護サービス事業者 自主点検表

### 目 次

第1	基本方針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2	人員に関する基準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第3	設備に関する基準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第4	運営に関する基準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
第5	療養通所介護に関する基準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 7
第6	変更の届出等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 8
第7	介護給付費関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 9
第8	療養通所介護費(独自)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8 8
第9	その他				•							•	8 8

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
第1 基本方針			
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場 に立ったサービスの提供に努めていますか。	□いる □いない	法第78条の3第1 項 条例第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを 重視し、市、他の地域密着型サービス事業者(地域密着 型介護予防サービス事業者)又は居宅サービス事業者 (介護予防サービス事業者)その他の保健医療サービス 及び福祉サービスを提供する者との連携に努めています か。	□いる □いない	条例第3条第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか(令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。)。	□いる □いない	条例第3条第3項
	④ サービスを提供するに当たっては、法第118条の2 第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	□いる □いない	条例第3条第4項
	※ 法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報 一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢 別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚 生労働省令で定める事項 二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査 に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項 三 訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定 めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、 当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その 他の厚生労働省令で定める事項 四 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で 定める事項		
2 地域密着型通所 介護の基本方針 (一般型)	指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていますか。	□いる □いない	条例第59条の2
(療養型)	指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていますか。	□ いる □ いない	条例第59条の22

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
(療養型)	指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)等との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない	
第2 人員に関す	る基準		
	※ 「常勤」(用語の定義) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が謀じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって当該事業所に併設される事業所の職務であって当該事業所に併設される事業所の職務であった。当該事業所の職務であることとしまが差別の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じてよりによりにもの規定に本の期間とおいて、当該人員基準を満たすことが可能です。 ※ 「専ら従事するを常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。 ※ 「専ら従事する・専ら提供時間帯を通じて当該サービス提供時間帯を通じて当該サービス提供時間でよいては、当該従業者の当が非常勤の別を問いません。当該従業者の当を記述は、サービス提供時間帯を通じて当該では、それぞれのサービス提供時間を適じて当該サービス提供時間を適じて当該サービス提供時間を適じて当該サービス提供時間を適じて当該サービス提供時間を適じて当該サービス提供時間を過じて当該サービス提供時間を過じて当該サービスとをもってとともってとりるものです。		平18-0331004 第二の2(3) 平18-0331004 第二の2(4)

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※「常勤換算方法」(用語の定義) 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。		平18-0331004 第二の2(1)
	※ 指定地域密着型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定地域密着型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。 ア 指定地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合イー前と午後とで別の利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定地域密着型通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。		平18-0331004 第三の二の二の 1(1)①
	※ 8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合には、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。 ※ 生活相談員、介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。)を提供時間数で除		平18-0331004 第三の二の二の 1(1)②
	した数が基準に定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものです。必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職種の従業員数は問いません。		

※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定地域密音 型通所介護についての利用者の数又は利用定員は、あらかじ のであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじ が定めた利用者の数の上張人員、利用定員は、あらかじ が定めた利用者の数の上限をいらものです。 従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利 用者10人に対して指定地域密音型通所介護を提供し、 午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定地域密音型通所介護を提供する場合であって、それぞれの指定地域密音型通所介護の定員が10人である場合には、 当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員の 員数は午前午後それぞれにおいて利用者の数10人に応じた数ということとなり、人員算定上、午前の利用者の数と午後数の利用者の数が合算されるものではありません。 ※ 同一事業所で複数の単位の指定地域密音型通所介護を提供している時間帯ではありません。 ※ 同一事業所で複数の単位の指定地域密音型通所介護を提供して表のではありません。 が動務して利力を持ている時間帯では、一口いる「常生の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一
※ 「当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯 平18-0331004

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	例えば、1単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を6時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数(勤務延時間数)を、提供時間帯の時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時で時間数は8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。となり、提供時間帯の時間数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。 ※地域密着型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、地域密着型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、・サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間・利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間・地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間(例えば、地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合、利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合)など、利用者のおものできます。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。 ※生活相談員の事業所外での活動に関しては、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要があります。		
(2) 看護職員	① 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。 ※ 定員(同時にサービス提供を受けられる利用者数の上限)が11人以上の事業所のみ	□いる □いない □該当無	条例第59条の3 第1項第2号 条例第59条の3 第2項
	② 看護職員は、看護師又は准看護師の資格を有していますか。	□いる □いない	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ 看護職員については、地域密着型通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能です。具体的な取扱いは以下の通りです。ア 地域密着型通所介護事業所の従業者により確保する場合提供時間帯を通じて、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる必要はないが、看護職員は提供時間帯を通じて、地域密着型通所介護事業所と密接かつ適		平18-0331004 第三の二の二の 1(1)⑥
	切な連携を図るものとする。 イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする ※ なお、「密接かつ適切な連携」とは、地域密着型通所		
(3)	介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。 この場合、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要があります。  ① 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域	□いる	条例第59条の3
介護職員	密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。利用定員が10人以下である場合は看護職員及び介護職員)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が、以下のとおり確保されるために必要と認められる数を配置していますか。	□いない	第1項第3号、第 2項 平18-0331004 第三の二の二の 1(1)⑤
	<ul> <li>※ 利用者の数が</li> <li>・ 15人までの場合・・・1以上</li> <li>・ 16人~18人の場合・・・15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上</li> <li>② 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員(利</li> </ul>	□いる	条例第59条の3
	日 相 に 地域 出 有 空 通 的 が 接 の 単位 こと に、 が 接 職 員 、 付 用 定 員 が 1 0 人 以 下 で あ る 場 合 は 看 護 職 員 又 は 介 護 職 員 ) を 、 常 時 1 人 以 上 当 該 指 定 地 域 密 着 型 通 所 介 護 に 従 事 さ せ て い ま す か 。	□いない	第3項
(4)機能訓練指導員	① 機能訓練指導員を1以上配置していますか。 ※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の 減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、 当該事業所の他の職務に従事することができます。	□いる □いない	条例第59条の3 第1項第4号、第 6号
	<ul> <li>② 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有していますか。</li> <li>ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員</li> <li>オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師 ク きゅう師</li> </ul>	□いる □いない	平18-0331004 第三の二の二の 1(3)

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ キ、クについては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚		
	士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の		
	資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上		
	機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限ります。		
	※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて		
	行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は		
	介護職員が兼務して行っても差し支えありません。		
(5)	生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤となっ	□いる	条例第59条の3
常勤職員の配置	ていますか。	口いない	第7項
(6)	① 指定療養通所介護事業者が指定療養通所介護事業所ご	□いる	条例第59条の23
指定療養通所介	とに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員	□いない	第1項
護の人員基準	又は介護職員(以下「療養通所介護従業者」という。)の		
(療養型)	員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて		
	専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護		
	従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以		
	上としていますか。		
	※ 指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職		
	員の員数は、利用者2人の場合は1.3人以上、3人の場合は		
	2人以上、5人の場合は3.3人以上を確保する必要があり、		
	このような体制が確保できるよう職員配置することとす		
	る。なお、小数点以下の端数が生じる場合があるが、こ		
	れはサービス提供時間のうち職員が専従するべき時間の		
	割合を示したものです。		
	② 療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師で	□いる	条例第59条の23
	あって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者ですか。	□いない	第2項
	※ 常勤の看護師は、専ら指定療養通所介護の職務に従事		
	する者を1人以上確保することとされているが、複数の看		
	護師が交代で従事することにより必要数を確保すること		
	も認められる。ただし、利用者がサービス提供にあたり		
	常時看護師による観察が必要な状態であることから、同		
	一の看護師ができるだけ長時間継続して利用者の状態を		
	観察することが望ましく、従事する看護師が頻回に交代		
	する体制は望ましくありません。		
	※ 療養通所介護計画に位置づけられた内容の指定療養通		
	所介護を行うのに要する標準的な時間が短い利用者(3時		
	間以上6時間未満)と長い利用者(6時間以上8時間未満)		
	が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者		
	の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を1.5で除し		
	て得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる		
	数以上となります。		
	// · / · · · · · · · · · · · · · · · ·		タ原第50タの4
2 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を	□いる	条例第59条の4
2 管理者	11 1	□いる □いない	宋例第59宋074 
2 管理者 (一般型)	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を		平18-0331004
	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を 置いていますか。		
	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を 置いていますか。 ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障が		平18-0331004
	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。  ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。		平18-0331004 第三の二の二の
	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。  ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合		平18-0331004 第三の二の二の
	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。  ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特		平18-0331004 第三の二の二の

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
(療養型)	① 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか	□いる □いない	条例第59条の24 第1項
	※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の看護職員としての職務に従事する場合 イ 訪問看護ステーションなどの他の事業所、施設等が同一敷地内にある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務(管理業務を含む。)との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。)		平18-0331004 第三の二の二の 5(2)②イ
	② 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師ですか。 ※ 管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であって、保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しないものに該当しないものでなければなりません。	□いる □いない	条例第59条の24 第2項 平18-0331004 第三の二の二の 5(2)②ロ
	<ul><li>③ 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者ですか。</li><li>※ 管理者は、訪問看護に従事した経験のある者でなければならなりません。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。</li></ul>	□いる □いない	条例第59条の24 第3項 平18-0331004 第三の二の二の 5(2)②ハ
3 共生型地域密着 型通所介護の人 員基準	指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、 指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所 又は指定放課後等デイサービス事業所(以下「指定生活介 護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活 介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練(機 能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定児童発達支援又 は指定放課後等デイサービス(以下「指定生活介護等」と いう。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生 型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした 場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされ	□いる □いない	条例第59条の20 の2第1号
	る数以上配置していますか。 ※〔従業者〕 指定生活介護事業所等の従業者の員数が、共生型地域密 着型通所介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当 該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該 指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であると いうことです。 この場合において、指定生活介護事業所の従業者につい ては、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要 数を配置することになっていますが、その算出に当たって は、共生型地域密着型通所介護を受ける利用者(要介護 者)は障害支援区分5とみなして計算してください。		平18-0331004 号 第三の二の二の 4(1)①

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※〔管理者〕 指定地域密着型通所介護の基準と同様です。 なお、共生型地域密着型通所介護事業所の管理者と指定 生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えあり ません。		平18-0331004 号 第三の二の二の 4 (1)②
第3 設備に関す	る基準		
1 設備及び備品等 (一般型)	① 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。	□いる □いない	条例第59条の5 第1項
	<ul><li>② 設備は、専ら指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。</li><li>※ 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。</li><li>※ 利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあっては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたもの(鍵付キャビネット等)が望ましいです。</li></ul>	□いる □いない	条例第59条の5 第3項
(1) 食堂及び機能訓 練室	食堂と機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員(事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上となっていますか。 ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。 ※ 狭隘(きょうあい)な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではありません。ただし、地域密着型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な地	□いる□いない	条例第59条の5 第2項第1号 平18-0331004 第三の二の二の 2(2)
(2) 相談室	域密着型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではありません。  相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。	□いる □いない	条例第59条の5 第2項第2号
(3) 消火設備等	消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。	□いる □いない	
(4) 宿泊サービスを 提供する場合 (一般型)	① 指定地域密着型通所介護の提供以外の目的で、指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長(介護保険課)に届け出ていますか。 ② 宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を埼玉県に報告していますか。 ③ 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービ	□ N 3 □ N な N □ N 3 □ N な N □ N 3 □ N な N	条例第59条の5 第4項 平18-0331004 第三の二の二の 2(5)
	スを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の1 月前までに市長に届け出ていますか。	П и ./4 и .	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	④ 「川口市指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービ	□いる	
	スの事業の人員、設備及び運営に関する指針」に沿って、写治サービスの提供はまたていますが	□いない	
(療養型)	て、宿泊サービスの提供はされていますか。 ① 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行う	□いる	条例第59条の26
(原食空)	<ul><li>● 相足療養通所が護事業所は、相足療養通所が護を行う のにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その</li></ul>	□いない	条例第59条の20   第1項
	他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介		M1.8
	護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。		
	※ 指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋と		
	は、利用者の状態を勘案して判断されるものですが、利		
	用者毎の部屋の設置を求めるものではありません。		
	② 専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を	□いる	条例第59条の26
	乗じた面積以上としていますか。	□いない	第2項
	※ 専用の部屋の面積は、利用者1人につき6.4平方メート		
	ル以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全		
	に遮蔽されていることが必要です。		
	③ ①に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業	□いる	条例第59条の26
	の用に供するものとしていますか。	□いない	第3項
	ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支		
	<b>障がない場合は、この限りではありません。</b>		
	※ 指定療養通所介護を行う設備は専用でなければなりませんが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この		
	限りではありません。例えば、利用者以外の者(重症心		
	身障害児等)をサービスの提供に支障のない範囲で受け		
	入れることが可能です。		
	ただし、この場合、利用者以外の者も利用者といなし		
	て人員及び設備の基準を満たさなければなりません。具		
	体的には、利用者7人、利用者以外の者2人であれば、療		
	養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて6人を確		
	保するために必要な数とするとともに、利用者の数はす		
	でに9人とみなされていることから、これを上限としなけ		
	ればなりません。		
	④ 指定療養通所介護の提供以外の目的で、指定療養通所	□いる	条例第59条の26
	介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に指定療養通所	□いない	第4項
	介護以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合に		
	は、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に ホーノの著保険課)に民け出ていますか		
	市長(介護保険課)に届け出ていますか。 ⑤ 宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を埼	□いる	
	<ul><li>□ 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11</li></ul>	□いない	
	⑥ 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変	□いる	
	更の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービ	□いない	
	スを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の1		
	月前までに市長に届け出ていますか。		
	⑦ 「川口市指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービ	□いる	
	スの事業の人員、設備及び運営に関する指針」に沿っ	□いない	
	て、宿泊サービスの提供はされていますか。		
2	指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業に係る	□いる	条例第59条の5
指定介護予防通	事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介	口いない	第5項
所介護の設備基	護の事業と第1号通所事業とが同一の事業所において一体	□該当無	
準	的に運営されていますか。		

也或治有望进所介護			
項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ 第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことを持って、指定地域密着型通所介護事業の設備に関する基準 を満たしているものとみなすことができます。		
3 共生型地域密着 型通所介護の設 備基準	指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。 ※ 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使	□いる □いない □該当無	平18-0331004 号 第三の二の二の 4(2)
	用するものに適したものとするよう配慮してください。 ※ 共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要です。		
第4 運営に関す	る基準		
1 介護保険等関 連情報の活用 とPDCAサ	サービスの提供に当たっては、法第118 条の2第1項に 規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でP DCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサ ービスの質の向上に努めていますか。	□いる □いない	
イクルの推進 について	※ この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long-termcare Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。		
2 内容及び手続 きの説明及び 同意	① サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者 又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記し	□いる □いない	法第78条の4 第2項 条例第59条の20 (第9条準用) 第59条の27第1項 平18-0331004
	た文書の内容は、次のとおりです。  ア 重要事項に関する規定の概要  イ 従業者の勤務体制  ウ 事故発生時の対応  エ 苦情処理の体制  オ 緊急時等の対応策 (療養型)		第三の二の二の 3(11)(第三の1 の4(1)①準用)
	カ 主治の医師及び緊急時対応医療機関との連絡体制 (療養型) キ 第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近 の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示 状況) 等		
	<ul><li>② わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ていますか。</li><li>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</li></ul>	□いる□いない	
	※ 利用申込者または家族からの申し出があった場合には、文書の交付に代えて、重要事項を電磁的方法により提供することもできます。		条例第59条の20 (第9条準用) 第59条の27第2 項

3       正         ※       ※ <td< th=""><th>施地域外である場合 その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供 することが困難な場合</th><th>□いない □いる</th><th>平18-0331004 第三の一の4(21) ① 条例第59条の20 (第10条準用) 平18-0331004 第三の二の二の 3(2) (第三の一 の4(2) 準用)</th></td<>	施地域外である場合 その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供 することが困難な場合	□いない □いる	平18-0331004 第三の一の4(21) ① 条例第59条の20 (第10条準用) 平18-0331004 第三の二の二の 3(2) (第三の一 の4(2) 準用)
提供拒否の禁止 ※ を ※ 場 アイ ウ  4 サービス提供困 難時の対応 <b>和 困難 宅介 所介 てい</b> 5	特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供 拒否することはできません。 サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある 合とは、次の場合です。 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実 施地域外である場合 その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供 することが困難な場合	_	(第10条準用) 平18-0331004 第三の二の二の 3(2) (第三の一
を ※ 場 アイ ウ 利 サービス提供困 難時の対応 <b>和 P P P P P P P P P P</b>	拒否することはできません。 サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある 合とは、次の場合です。 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実 施地域外である場合 その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供 することが困難な場合		第三の二の二の 3(2) (第三の一
場 アイ ウ サービス提供困 難時の対応 <b>お 宅介</b> <b>所介</b> てい 5	合とは、次の場合です。 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実 施地域外である場合 その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供 することが困難な場合		第三の二の二の 3(2) (第三の一
4       利         サービス提供困難時の対応 <b>密介</b> 所介てい       5	施地域外である場合 その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供 することが困難な場合		の4(2)準用)
4 利 サービス提供困 難時の対応 <b>宅介</b> <b>所介</b> てい	することが困難な場合		i e
サービス提供困 難時の対応 <b>宅介</b> <b>所介</b> てい		□いる	冬間等50冬の90
5 ①	用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することがであると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通	□いない	条例第59条の20 (第11条準用)
	護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じ ますか。 サービスの提供を求められた場合には、その者の提示	□いる	条例第59条
	る被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	口いない	20(第12条第1項 準用)
は	被保険者証に認定審査会意見が記載されているとき 、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めて ますか。	□いる □いない	条例59の20条 (第12条第2項準 用)
要介護認定等のな	サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けてい い利用申込者については、要介護認定の申請が既に行 れているかどうかを確認し、申請が行われていない場		条例第59条の20 (第13条第1項準 用)
合請	は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申 が行われるよう必要な援助を行っていますか。		
利 認	居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が 用者に対して行われていない等の場合であって必要と めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当 利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する	□いる□いない	条例第59条の20 (第13条第2項準 用)
	日前までに行われるよう、必要な援助を行っています		
心身の状況等の     支       把握     利       (共通)     医	サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護 援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、 用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健 療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努	□いる □いない	条例第59条の6 第59条の28第1 項
(療養型) ② う	ていますか。 体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよ 、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する 問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身	□いる □いない	条例第59条の28 第2項

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
8	① サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援	□いる	条例第59条の20
居宅介護支援事	事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提	□いない	(第15条第1項準用)
業者等との連携	供する者との密接な連携に努めていますか。		第59条の29第1項
(共通)	② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族	□いる	条例第59条の20
(> 1)	に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る	口いない	(第15条第2項準用)
	指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医		第59条の29第4項
	療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連		
	携に努めていますか。		
(療養型)	③ 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養	□いる	第59条の29第2
	通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサ	口いない	項
	ービス担当者会議において検討するため、当該利用者に		
	係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供		
	するように努めていますか。		
	※ 指定療養通所介護は、サービス提供に当たって常時看		
	護師による観察を要する利用者を対象としていることか		
	ら、当該利用者が引き続き当該指定療養通所介護を利用		
	することが適切かどうか、主治の医師を含めたサービス		
	担当者会議において、適宜検討することが重要であり、		
	そのため、当該事業者は、サービス提供等を通して得た		
	利用者の心身の状態等必要な情報を当該利用者に係る居 宅介護支援事業者に提供するよう努めなければならない		
	<ul><li>七月護又抜事業有に促供するより労めなければならない。</li><li>ことを定めたものです。</li></ul>		
	C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	□いる	第59条の29第3
	サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供する	□いない	項
	ように努めていますか。		
9	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法	□いる	条例第59条の20
法定代理受領サ	施行規則第64条の4各号のいずれにも該当しないときは、	□いない	(第16条準用)
ービスの提供を	当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の		
受けるための援	作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出		
助	ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービス		
	として受けることができる旨を説明していますか。		
	また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供するこ	□いる	
	と、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援	□いない	
	助を行っていますか。		to total take to to
10	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に	□いる	条例第59条の20
居宅サービス計	沿ったサービスを提供していますか。	□いない	(第17条準用)
画に沿ったサー ビスの提供			
11	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、	□いる	条例第59条の20
<sup>11</sup>   居宅サービス計	当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他	□いない	(第18条準用)
画等の変更の援	コ版刊用名に保る日定日七月設文後季末名への定品での他		(NIION-)II)
助	※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合と		平18-0331004
	は、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必		第三の二の二の
	要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして		3(11) (第三の
	行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった		一の4(9)準用)
	場合で、地域密着型通所介護事業者からの当該変更の必		
	要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。		

	d	L	Les translation
項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サー		
	ビスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サー		
	ビスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅		
	サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の		
10	必要な援助を行ってください。		A FIRE OF SO
12	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内	□いる	条例第59条の20
サービスの提供	容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費	□いない	(第20条第1項準
の記録	の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を 記載した書面又はこれに準ずる書面(サービス利用票		用)
	記載した音画又はこれに <b>卒</b> りる音画(リーロス利用宗 等)に記載していますか。		
	※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度		平18-0331004
	窓 利用有及びリー ころ事業有が、この時点 この支稿   版及   額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにする		第三の二の二の
	ため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利		3(11) (第三の
	用票等に記載しなければならないこととしたものです。		一の4(12) 準用)
	※ 記載事項は、次に掲げるものが考えられます。		V)4(12)4/11)
	ア サービスの提供日		
	イ サービスの内容		
	ウ保険給付の額		
	エーその他必要な事項		
	② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体	□いる	条例第59条の20
	的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事	□いない	(第20条第2項準
	項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記録する	•	用)
	とともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るた		
	め、利用者から申出があった場合には、文書の交付その		
	他適切な方法により、その情報を利用者に提供していま		
	すか。		
	※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間		条例第59条の19
	保存しなければなりません。		第2項
13	① 法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護	□いる	条例第59条の7
利用料等の受領	についての利用者負担として、利用申込者の介護保険負	□いない	第1項
	担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、地域		
	密着型サービス費用基準額(介護予防サービス費用基準		
	額)の1割、2割又は3割(法令により給付率が9割、		
	8割又は7割でない場合はそれに応じた割合)の支払を		
	受けていますか。		A INIMED A OF
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通	□いる	条例第59条の7
	所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用	□いない	第2項
	料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介		
	護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。		
	※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代		平18-0331004
	※ 利用有間の公平及び利用有の保護の観点がら、伝定1、 理受領サービスでない通所介護を提供した際に、その利		第三の二の二の
	用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サー		第二の二の二の  3(1) (第三の一
	ドスである通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理		の4(13) 準用)
	経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはな		-> 1(10) -> 1(1)
	らないこととしたものです。		
	※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる通所介護のサ		
	ービスと明確に区分されるサービスについては、次のよう		
	な方法により別の料金設定をして差し支えありません。		
<u> </u>	0.7 mi = 0. 7 /4 × 11 mix/c c o (TOX/C0/) & C/00		<u> </u>

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ア 利用者に、当該サービスが指定地域密着型通所介護とは別サービスであり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該サービスの目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。 ウ 指定地域密着型通所介護の事業の会計と区分していること。		
	③ ①②の支払を受ける額のほか、次の費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。 ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用イ 通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額を超える費用ウ 食事の提供に要する費用エ おむつ代オ 指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ※ 保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧	□ いない □ いる	条例第59条の7 第3項 平18-0331004 第三の二の二の 3(1)②
	な名目による費用の支払を受けることは認められません。 <b>④ 上記才の費用の具体的な取扱については、別に通知さ</b>	□いる	平 12 老企 54
	れた「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)に 沿って適切に取り扱われていますか。	□いない	, == ==================================
	⑤ ③ア〜オの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		条例第59条の7 第5項
	⑥ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付していますか。	□いる □いない	法第42条の2 第9項(法第41条 第8項準用)
	⑦ ⑥の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型通所介護に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。  ※ 医療控除の対象となる利用者(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者)の領収証には、医療費控除の額(介護保険対象分の自己負担額)及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。	□いる □いない	施行規則 第65条の5(施行 規則第65条準 用)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※【参考】 介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成12年6月1日老発第509号、平成25年1月25日事務連絡) ※ 平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。  医療系サービスを併せて利用しない指定地域密着型通所介護において、介護福祉士等による喀痰吸引が行われた場合は、当該サービスの自己負担額(介護保険対象分)の1割又は2割が医療費控除の対象となります。この場合、該当する利用者の領収証には、医療費控除の額(介護保険対象分の自己負担額の1割又は2割)及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とならないようご注意ください。		
14 保険請求のため の証明書の交付	法定代理受領サービス以外のサービス利用料の支払いを 受けた場合は提供したサービスの内容、費用の額その他必 要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用 者に交付していますか。	□いる □いない	条例第59条の20 (第22条準用)
15 指定地域密着 型通所介護の	① 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	□いる □いない	条例第59条の8 第1項
基本取扱方針	② 自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□いる □いない	条例第59条の8 第2項
16 指定地域密着 型通所介護の 具体的取扱方	① 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	□いる □いない	条例第59条の9 第1号
針 (一般型)	② 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を 尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送 ることができるよう配慮して行っていますか。	□いる □いない	条例第59条の9 第2号
	③ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密 着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならない ように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む ことができるよう必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	条例第59条の9 第3号
	※ 通所介護は、個々の利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。		平18-0331004 第三の二の二の 3(2)①
	④ 従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	□いる □いない	条例第59条の9 第4号
	※ 「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護 計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含みます。		平18-0331004 第三の二の二の 3(2)②

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	⑤ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技 術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの 提供を行っていますか。	□いる □いない	条例第59条の9 第5号
	⑥ 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。	□いる □いない	条例第59条の9 第6号
	この場合において、認知症である要介護者に対して は、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供が できる体制を整えていますか。	□いる □いない	
	※ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じ グループとして通所介護を提供することが困難な場合に は、必要に応じグループを分けて対応してください。 ※ 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提 供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合		平18-0331004 第三の二の二 2 の 3(2)③ 平18-0331004 第三の二の二の 3(2)④
	においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。 ア あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。 イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。		3(2)(4)
(療養型)	① 指定療養通所介護の提供に当たっては、療養通所介護 計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活 を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	条例第 59 条の 30 第 1 号
	② 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ※ 「サービスの提供方法等」とは、療養通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含みます。	□いる □いない	条例第 59 条の 30 第 2 号
	③ 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	□いる □いない	条例第 59 条の 30 第 3 号
	④ 利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図っていますか。	□いる □いない	条例第 59 条の 30 第 4 号
	※ 利用者の体調の変化等を指定療養通所介護におけるサービス内容に反映させることが重要であることから、利用者の主治医や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携と情報の共有を十分に図ってください。		
	<ul><li>⑤ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。</li><li>※ 指定療養通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。</li></ul>	□いる □いない	条例第 59 条の 30 第 5 号
	ア あらかじめ療養通所介護計画に位置づけられていること。 イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。		

地域密着型通 所介護計画の 作成	項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
(一般型) ** 地域密着型通所介護計画を作成していますか。 ** 地域密着型通所介護計画については、介護の提供に何いて豊富な知識及び経験をある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせるととが望ましいです。 ** 地域密着型通所介護計画は、サービスの発性に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。 ** 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該地域密着型通所介護計画が居でサービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居でサービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 ** 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。 ** 連所介護計画は利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護計画を利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護計画を利用者の反映の機会を保障するため、通所介護計画を利用者に支付していますか。 ** ※ 使用方能計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。 ** 管理者は、地域密着型通所介護計画を利用者に支付していますか。 ** ※ 使用第59条の16、第4項第59条の16、第4項第4項第2項第2項第2項第2項第2項第2項第2項第2項第3項第3項第3項第3項第3項第3項第3項第3項第3項第3項第3項第3項第3項	地域密着型通	ている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を		条例第59条の10 第1項
る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 ※ 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。 ② 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成された場合は、当該居宅サービス計画が作成された場合は、当該居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅・セービス財画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 ② 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明した。利用者の同意を得ていますか。 ※ 通所介護計画は利用者の中の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者のに適向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。 ③ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 ⑤ ・セスを行っていますか。 ⑤ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
いて豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 ※ 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。 ※ 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画が将成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画が将成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。  ② 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成をに居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 ③ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者の心を明して、対理を持定が表現といるの方とである。 ※ 通所介護計画は利用者を心みの状況、希望及びその置かれている頻度を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。 ④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。 ※ 交付した地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。 ※ 交付した地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。 ② それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録 条例第59条の16第2項 に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録 条例第59条の16第2項 に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録 条列第59条の16第2項 に近ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録 第2項 に近ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録 第2項 に近ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録 第2項 に近ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録 第2項 に近ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録 第2項 に近ったりますか。 1 ***********************************	(一般型)			· ·
行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。  ※ 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。  ② 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画が作成された場合は、当該居宅サービス計画が居ませって公計で成していますか。  ※ 地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が居ませっピス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 ③ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。  ※ 通所介護計画は利用者を心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護計画を利用者に交付していますか。  ④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ※ 交付した地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ※ 交付した地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ※ 交付した地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ※ 交付した地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ※ 交付した地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ● 地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の違成状況の記録を行ったいますか。  ⑤ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行っとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。  ② 地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供することに協力するよう努力によっていますか。  ② 本にも331004 第三の二の 第3(3)⑥(第三の二の 3(3)⑥(第三の二の 3(3)⑥(第三の 3(3)⑥(第三の10元 3(3)⑥(3)⑥(第三の10元 3(3)⑥(3)⑥(第三の10元 3(3)⑥(3)⑥(3)⑥(3)⑥(3)⑥(3)⑥(3)⑥(3)⑥(3)⑥(3)				
<ul> <li>※ 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる 従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。         <ul> <li>② 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</li> <li>※ 地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</li> <li>③ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</li> <li>※ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得てください。</li> <li>④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。</li> <li>※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。</li> <li>⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に、5年間保存しなければなりません。</li> <li>⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画になったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</li> <li>⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行っていますか。</li> <li>⑥ 地域密着型通所介護計画の足機及び内容についても説明を行っていますか。</li> <li>⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画のよりにない 第三の二の二の3(3)(3)(6)(第三の二の二の3(3)(6)(第三の二の二の3(3)(6)(第三の二の二の3(3)(6)(第三の二の二の3(3)(6)(第三の二の二の3(3)(6)(第三の二の二の3(3)(6)(第三の二の二の3(3)(6)(第三の二の二の3(3)(6)(第三の二の二の3(3)(6)(第三の二の二の3(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の二の2(3)(3)(6)(第三の二の2(3)(3)(6)(2)(3)(3)(6)(2)(3)(3)(6)(2)(3)(4)(3)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)</li></ul></li></ul>				, , ,
<ul> <li>※ 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる 従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。</li> <li>② 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が 作成されている場合は、当該居宅サービス計画が 作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画の内容に 沿って作成していますか。</li> <li>※ 地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画 が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画の作成に居宅サービス計画 が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</li> <li>※ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。</li> <li>④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。</li> <li>※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5 年間保存しなければなりません。</li> <li>⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の配録を行っていますか。</li> <li>⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行っともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。</li> <li>① 中において、地域密を着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行っともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。</li> <li>① 中においる 第三の二の四の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の場供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の場供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の場供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の場供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の場にないない。第三の二の二の3(3(3)⑥(第三の二の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二</li></ul>				
す。     ② 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。     ※ 地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画が活ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。     ③ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。     ※ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。     ④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。     ※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。     ⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。     ⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や第5項でいても説明を行っとしまい、その実施状況や評価についても説明を行っとしまい、その実施状況や評価についても説明を行っとしまい、その実施状況や評価についても説明を行っとしまい、その実施状況や評価についても説明を行っとしまい、その実施状況や評価についても説明を行っとしまい、その実施状況や評価についても説明を行っとしまい、その実施状況や評価についても説明を行っとしまい、その実施状況や評価についても説明を行っとしまい、その実施状況や第5項では、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努力によりませいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまい				平18-0331004
### (作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に 沿って作成していますか。    ※ 地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画 が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居 宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。   ② 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。   ※ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護計画を作成した上で、利用者の同意を得てください。   ④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。   ※ 交付した地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。   ⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に近たサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。   ⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。   ⑤ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。   ② 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の場供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の場供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該地域密着型通所介護計画の場所の意味は、当該は、当該は、第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の三の3(3)⑥(第三の二の三の3(3)⑥(第三の二の三の3(3)⑥(第三の二の三の3(3)⑥(第三の二の三の3(3)⑥(第三の二の三の3(3)⑥(第三の二の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三				. , 0
<ul> <li>※ 地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</li> <li>③ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</li> <li>※ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。</li> <li>④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。</li> <li>※ 交付した地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。</li> <li>※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。</li> <li>⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</li> <li>⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。</li> <li>⑥ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。</li> </ul>				条例第59条の10 第2項
### ### ############################				
<ul> <li>宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</li> <li>③ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</li> <li>※ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。</li> <li>④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</li> <li>⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</li> <li>⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。</li> <li>⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。</li> <li>⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった。</li> </ul>				·
③ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 ※ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。 ④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を作成していますか。 ※ 交付した地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。 ⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 ⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や第三の二ののの提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画ので、地域密音型通所介護計画のである。 ② 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の投供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の投供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の投供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の投供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の投資の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の投資の表述の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表				
は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。  ※ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。  ② 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。  ③ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。  ⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。  ⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の出来のがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該のは、当によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに				A FIFTED A DID
し、利用者の同意を得ていますか。 ※ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。 ④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。 ※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。 ⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 ⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っとともに、その実施状況や評価についても説明を行っといますか。 ⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画のはいない第三の二の二の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画のはいない第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録)(第三の二の二の記録)(第一記録)(				
かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。  ④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。  ⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。  ⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。  ⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の出版の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の出版。  「いる 平18-0331004 第三の二の二の 第18-0331004 第三の二の二の 第18-0331004 第三の二の二の 第三の二の 第三の二の二の 第三の二の二の 第三の二の二の 第三の二の 第三の二の二の 第三の二の 第三の 第三の二の 第三の 第三の二の 第三の 第三の 第三の 第三の 第三の 第三の 第三の 第三の 第三の 第三		し、利用者の同意を得ていますか。		
のであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。  ④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。  ⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。  ⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。  ⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。  ⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の以外の表別である。  ② 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画のは第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の3(3)⑥(第三の				
会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。  ④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。  ※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。  ⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。  ⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。  ⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の出ている。  ⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の出てのこのによる。  ② 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の出てのこのによる。  ③ (3) ⑤ 平18-0331004 第三の二の二の計画を提供することに協力するよう努めていますか。		1,7,7,1		
<ul> <li>で、利用者の同意を得てください。</li> <li>④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。</li> <li>※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。</li> <li>⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</li> <li>⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。</li> <li>⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画のは、当該地域密着型通所介護計画のは、第三の二の二の3(3)⑥</li> <li>⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画のは、当該地域密着型通所介護計画のは、第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の3)</li> </ul>				
<ul> <li>④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。</li> <li>※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。</li> <li>⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</li> <li>⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。</li> <li>⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の以の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の</li></ul>				
ますか。     ※ 交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。     ⑤ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。     ⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。     ⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画のは保の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護 第三の二の二のの提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護 第三の二の二の 3(3)⑥(第三の) (3)⑥(第三の) (3) (3)⑥(第三の) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			□いる	条例第59条の10
ければなりません。		は、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付してい		第4項
に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。  ⑥ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。  ⑦ 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護 第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の3(3)⑥(第三の二の二の3(3)⑥(第三の3)0)(第三の3(3)⑥(第三の3)(3)⑥(第三の3)(4)○(2000)(				条例第59条の19 第2項
利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や 評価についても説明を行っていますか。 3(3)⑤ 第三の二の二の 3(3)⑥ 第三の元の元の 3(3)⑥ 第三の元の元の元の元の元の元の元の元の元の元の元の元の元の元の元の元の元の元の元		に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録	_	条例第59条の10 第5項
評価についても説明を行っていますか。 3(3)⑤ 3(3)⑥ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				,
の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護 計画を提供することに協力するよう努めていますか。       □いない 第三の二の二の 3(3)⑥(第三の			□いない	* * * *
※ 民党企業古経の海帯甘維によいて 「企業士極重明早 ーの4(17) ⑩淮		の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護	_	第三の二の二の 3(3)⑥(第三の
は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者用)				一の4(17) ⑫準 用)
等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられ ている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。		ている計画の提出を求めるものとする」と規定されたこ		

項目	自主 点検のポイント	点検	根拠法令
(療養型)	① 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成していますか。	□いる □いない	条例第59条の31 第1項
	※ 療養通所介護計画については、管理者を含む看護師が 利用者ごとにその作成にあたることとしたものです。		
	② 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	□いる □いない	条例第59条の31 第2項
	※ 居宅介護支援の指定基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを開発する。		
	スを提供している指定地域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から療養通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該療養通所介護計画を提供することに協力するよう努めるものです。		
	③ 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(川口市指定居宅サービス等基準条例第73条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成していますか。	□いる □いない	条例第59条の31 第3項
	※ 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画が作成されている場合は、その内容と整合を図りつつ、作成されなければならないこととしたものです。 なお、療養通所介護計画を作成後に訪問看護計画が作成された場合についても、当該療養通所介護計画と訪問看護計画の内容の整合を図り、必要に応じて変更するものです。		
	④ 管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□いる □いない	条例第59条の31 第4項
	(5) 管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付していますか。 ※ 療養通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければなりません。なお、交付した療養通所介護計画は、指定基準に基づき、5年間保存しなければなりません。	□ いる □ いない	条例第59条の31 第5項 条例第59条の31

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標	口いない	第6項
	の達成状況の記録を行っていますか。		
	※ 療養通所介護計画の目標及び内容については、利用者		
	又は家族に説明を行うとももに、その実施状況や評価に		
	ついても説明を行うものです。		
18	① 利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する	□いる	条例第59条の20
利用者に関す	指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進さ	□いない	(第28条準用)
る市への通知	せたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその		
	旨を市に通知していますか。 ② 利用者が、然れるの他不正な行為によって伊険公分ま	□いる	
	② 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を		
	受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付 してその旨を市に通知していますか。	□いない	
19	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の	□いる	条例第59条の20
19   緊急時等の対応	急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医	□いない	(第53条準用)
(一般型)	あるが主じた場合での他必要な場合は、などがに主力の医   師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	□ ( ./4 ( .	(知33米平川)
(療養型)	① 現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用	□いる	条例第59条の32
(水及王)	者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とと	□いない	第1項
	もに、その場合の対応策(以下「緊急時等の対応策」と		371.8
	いう。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応		
	策をあらかじめ定めていますか。		
	※ 緊急時の対応については、利用者個々の心身の状況やその		
	環境等を勘案して、あらかじめ個別具体的な対応策を主治医		
	とともに検討し、不測の事態にあっても十分な対応ができる		
	よう、利用者ごとに定めておかなければなりません。		
	② 緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対	□いる	条例第59条の32
	して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサー	□いない	第2項
	ビスを利用できるよう配慮していますか。		
	③ 現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者	□いる	条例第59条の32
	の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等	□いない	第3項
	の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医		
	療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。		
	④ 利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用	□いる	条例第59条の32
	者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行っ	□いない	第4項
	てますか。		to but but to
20	① 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの	□いる	条例第59条の11
管理者の責務	利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を	□いない	第1項
/ <u>60.00</u> 1)	理を一元的に行っていますか。		A Inlate of a second
(一般型)	② 管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準・大津ウェルスナルに必要な指揮の企業をディアルナナル	□いる	条例第59条の11
(	準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。  ② 第四名は、Watterの第三条である。	□いない	第2項
(療養型)	① 管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理	□いる	条例第59条の33
	及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の 実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	□いない	第1項
	② 管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサ	□いる	条例第59条の33
	〇 管理省は、利用省の体調の変化等に応じた週切なす 一ビスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該	□いる □いない	条例第59条の33   第2項
	利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を	ш ∨ ∵, ъ ∨ .	<i>&gt;</i> 774 €
	図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報		
	の共有を十分に行っていますか。		
	③ 管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整	□いる	条例第59条の33
	❷ 日本日16、日本派及四川川時ツル内□四ツは株児で正	ロv. A	V1140040100

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	備していますか。	□いない	第3項
	④ 管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所	□いる	条例第59条の33
	介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行ってい ますか。	□いない	第4項
	⑤ 管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者に 「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令 を行っていますか。	□いる □いない	条例第59条の33 第5項
21	① 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要	□いる	条例第59条の12
運営規程	事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針	□いない	X [13] 100 X 12
	   イ 従業者の職種、員数及び職務の内容		平18-0331004
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるた		第三の一の
	め、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当		4(21)①
	たっては、条例において置くべきとされている員数		
	を満たす範囲において、「○人以上」と記載するこ		
	とも差し支えありません。		
	ウ 営業日及び営業時間		W10, 0001004
	※ 8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護 の前後に連続して延長サービスを行う指定地域密着		平18-0331004 第三の二の二の
	型通所介護事業所にあっては、サービス提供時間と		3(5)
	は別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明		3 (0)
	記してください。		
	例えば、提供時間帯(9時間)の前に連続して1時		
	間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービ		
	スを行う指定地域密着型通所介護事業所にあって		
	は、当該指定地域密着型通所介護事業所の営業時間		
	は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時		
	間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載		
	してください。		
	エ 指定地域密着型通所介護の利用定員		
	※ 「利用定員」とは、当該事業所において同時に指		
	定地域密着型通所介護の提供を受けることができる		
	利用者の数の上限をいうものです。		
	<ul><li>※ 共生型地域密着型通所介護の利用定員</li><li>共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活</li></ul>		平18-0331004号
	一		第三の二の二の
	ことができる利用者数の上限をいいます。		4(4)
	つまり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)		1(1)
	の数と障害給付の対象となる利用者(障害者及び障害		
	児)の数との合計数により、定員を定めてください。		
	例えば、利用定員が10人という場合、要介護者と障		
	害者及び障害児を合わせて10人という意味であり、利		
	用日によって、要介護者が5人、障害者及び障害児が5		
	人であっても、要介護者が2人、障害者及び障害児が8		
	人であっても、差し支えありません。		
	オ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の 費用の額		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※「指定地域密着型通所介護の内容」については、 入浴、食事の有無等のサービスの内容を記載してく ださい。  ※「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定地域密着型通所介護に係る利用料(1割、2割又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない 指定地域密着型通所介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 カ通常の事業の実施地域  ※客観的に区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものですが、指定地域密着型サービスである指定地域密着型通所介護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。サービス利用に当たっての留意事項  ※利用者が指定地域密着型通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指します。  タ緊急時等における対応方法 非常災害に関する具体的計画を指します。  虚待の防止のための措置に関する事項  ※虐待の防止のための措置に関する事項  ※虐待の防止のための措置に関する事項  ※虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容を定めてください。		
   22   勤務体制の確保	サ その他運営に関する重要事項 ① 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労 働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。	□いる □いない	労働基準法 第15条
等	<ul> <li>※ 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。</li> <li>(1)労働契約の期間</li> <li>(2)就業の場所・従事する業務の内容</li> <li>(3)始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等</li> <li>(4)賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期</li> <li>(5)退職に関する事項(解雇の事由を含む)</li> <li>(6)期間の定めのある契約を更新する場合の基準</li> <li>(7)その他使用者が定める事項(施行規則第5条第1項第4号の2から第11号まで)</li> <li>(8)昇給の有無(※1)、(9)退職手当の有無(※1)</li> <li>(10)賞与の有無(※1)、(11)相談窓口(※2)</li> </ul>		労働基準法施行規則第5条

項目自主点検のポイント	点検	根拠法令
※1 非常勤職員のうち、短時間労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の 所定労働時間に比べて短い労働者)に該当するものを雇い 入れたときには、上記(8)、(9)及び10についても文書で明示		
しなくてはなりません(平成25年4月1日施行)。		
※2 ※1と同様に文書で明示する項目に相談窓口(相談 担当者の氏名、役職、担当部署などを記載)が追加さ		
れました(平成27年4月1日施行)。 <ul><li>② 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業</li></ul>	 : □いる	条例第59条の13
所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	□いない	第1項
※ 事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務		平18-0331004
表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、		第三の二の二の
専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員		3(6)①
の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。		
③ 当該事業所の従業者によってサービスを提供していま	□いる	条例第59条の13 第2項
<b>すか。</b> ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務になる。		第2項
いてはこの限りではありません。		
※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、	 <b>当</b>	
該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。		
※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない		平18-0331004
業務については、第三者への委託等を行うことも可能で		第三の二の二の
す。 ④ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保して	□いる	3(6)② 条例第59条の13
いますか。	□いない	第3項
また、全ての従事者(看護師、准看護師、介護福祉		
士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の	□いない	
資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対		
し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために 必要な措置を講じていますか。		
※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参		平18-0331004
加の機会を計画的に確保してください。		第三の二の二の
※ 介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のう		3(6)③
ち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知		
症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる		
ことを義務づけたものであり、これは、介護に関わる全 ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理		
解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保		
障を実現していく観点から実施するものです。		
※ 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキ		
ュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及		
び技術を習得している者とすることとし、具体的には、		
看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務		
者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従 事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問		
新名研修修了名に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問 介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福		
社士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法		
士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養		
士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等です。		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。指定地域密着型通所介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての地域密着型通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じてください。また、新卒採用、中途採用を問いません。		
	※ 事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させてください(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務です)。		
	⑤ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係 を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより従業者の就業環境が害されること を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じ ていますか。	□いる □いない	条例第59条の13 第4項
	※ 雇用機会均等法第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41 年法律第132 号)第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。		平18-0331004 第三の二の二の 3(6)④ (第三の一の 4(22)⑥)
	<ul><li>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容については、次のとおりです。</li><li>ア 職場におけるハラスメントの内容及び職場における</li></ul>		
	ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化 し、従業者に周知・啓発してください。 イ 相談(苦情)に応じ、適切に対応するために必要な 体制を整備してください。		
	※ 「必要な体制」とは、相談に対応する担当者をあらか じめ定めること等により、相談への対応のための窓口を あらかじめ定め、労働者に周知することです。		
	※ 事業主が講じることが望ましい取組については、次の とおりです。		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。 ※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 ※ 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進してください。		
23 業務継続計画の 策定	① 感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。  ※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。	□いる □いない	条例59条の20 (第32条の2準 用) 平18-0331004号 第三の二の二の 3(7)
	※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、計画に従い、事業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。		平18-0331004号 第三の二の二の 3(7)①

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携		平18-0331004号 第三の二の二の 3(7)②
	② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。  ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。	□いる □いない	条例59条の20 (第32条の2第2 項準用) 平18-0331004号 第三の二の二の 3(7)③
	※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施してください。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		平18-0331004号 第三の二の二の 3(7)④

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ て業務継続計画の変更を行っていますか。	□いる □いない	条例59条の20 (第32条の2第3 項準用)
24 定員の遵守 (一般型)	利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行っていませんか。  ※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。  ※ 地域密着型通所介護と第1号通所事業(従来の介護予防通所介護に相当するサービス。の双方の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該第1号通所事業における利用者は、当該地域密着型通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めます。  ※ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となります。詳細については後述する「第7-2 所要時間の取扱い」をご参照下さい。	□ いない □ いる	条例第59条の14
(療養型)	指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を 18 人以下としていますか。	□いる □いない	条例第59条の25
(共生型)	※ 共生型地域密着型通所介護の利用定員 共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介 護事業所等において同時にサービスの提供を受けること ができる利用者数の上限をいいます。 つまり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)の 数と障害給付の対象となる利用者(障害者及び障害児)の数との合計数により、定員を定めてください。 例えば、利用定員が10人という場合、要介護者と障害 者及び障害児を合わせて10人という意味であり、利用日 によって、要介護者が5人、障害者及び障害児が5人で あっても、要介護者が2人、障害者及び障害児が8人で あっても、差し支えありません。		平18-0331004 号 第三の二の二の 4(4)
25 非常災害対策	① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	□いる □いない	条例第59条の15
	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。		平18-0331004 第三の二の二の 3(8)①
	なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法 施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画		介護サービス事業 者のための危機管

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。		理マニュアル作成 指針(H30.4川口市 介護保険課)
	② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 ※ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めてください。また、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。	□いる □いない	条例第59条の15 第2項 平18-0331004 第三の二の二の 3(8)②
	③ 常時30人以上の事業所において、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火管理業務を行っていますか。 基準に満たない事業所においても、防火管理についての責任者を定めていますか。	□いる □いない	
	防火管理者の届出     年 月 日       防火管理者     職名・氏名       消防計画の届出     年 月 日		
	防火管理者が異動等で欠けた場合は、直ちに新たな有資格者を選任し、所轄消防署に届出をしてください。     防火管理者の業務     ① 消防計画の作成、届出     ② 消火・通報及び避難訓練実施     ③ 消防用設備等の点検及び整備(業者の行う点検とは別)     ④ 火気使用又は取扱に関する監督     ⑤ その他防火管理に関する指導、研修等     ・ 消防計画に記載されている氏名等に変更があった場合は速やかに変更し、所轄消防署の指導により届出をしてください。     ・ 増改築を行った場合は、変更届を提出してください。     ・ 消防計画は、消防法等で定める内容のほかに、地震防災応急計画を含めて作成してください。(昭和55年社施第5号厚生省通知)     ・ 消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、越谷市地域防災計画に基づき、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」を作成してください。		
	④ 消防用設備等の点検を定期的に行っていますか。 また、カーテン、じゅうたん等は防炎性能を有するも のとなっていますか。	□いる □いない	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	<ul><li>・ 消防法令を遵守し、必要な届出をしているか、設備が備えられているか、その他危険な箇所等が無いか点検してください。</li><li>・ 消防署から指導があった事項は速やかに対応してくだ</li></ul>		
	さい。		
	<ul><li>⑤ 消防用設備は、専門業者による定期的な点検を行い届出していますか。</li><li>◎ 点検年月日(年2回実施)</li><li>(1) 年 月 日 異常:あり・なし</li></ul>	□いる□いない	
	(2) 年 月 日 異常:あり・なし ◎直近の消防署届出年月日: 年 月 日 ・ 専門業者の点検が年2回必要です。年1回(総合点検		
	時)消防署に届出が必要です。(届出の控えを保管してください)。  ・ 点検後の結果については、管理者等まで供覧してください。		
	・ 補修を要する箇所等がある場合、すみやかに補修を依頼してください。 ・ 宿直者や夜間勤務者が夜間等における災害発生時に的		
	確に対応できるよう、受信機等は適切な場所に設置してください。 ・ 避難器具は、避難に際して容易に利用できるか、階		
	段、避難口等から適当な距離か、使用するのに安全な構 造にしてください。		
	<ul><li>誘導灯や誘導標識は、避難に際し必要な所に設けてください。</li></ul>		
	⑥ スプリンクラーヘッド直下又は周囲には空間を確保していますか。	□いる □いない	
	※ 標準型ヘッドの場合、直下45cm、水平30cm以上空間を確保してください。エレクトリックパイプシャフト(EPS)など、スプリンクラーの設備がない空間に書類や物品を保管するなど倉庫代わりに使用しないでくださ		
	l v <sub>o</sub>		
	⑦ 消防計画等を職員に周知していますか。	□いる □いない	
	※ 消防計画を職員に配布したり、見えやすいところに掲示してください。また、緊急連絡網は、職員に異動があった場合には、そのつど整備し、職員に周知してください。		
	<ul><li>⑧ 職員間の非常時の際の連絡・避難体制は確保されていますか。</li><li>・ 避難場所の確保、避難方法等マニュアルなどで周知徹</li></ul>	□いる □いない	
	底してください。 ・ 浸水等風水害時の対応についての体制を整備してください。 ・ 浅水のボードマップが配布されている場合は参		
	考にしてください) - 「土砂災害警戒区域」、「地すべり危険個所」等土砂		

項目		自主	点 検 の ポ	イン	۲	点検	根拠法令
			区域に当たって				
	⑨ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。				救出その他必	□ いる □ いない	
			前年度				
		回数	実施・届出日	回数	実施・届出日		
	避難訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)		
	消火訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)		
	通報訓練						
	実施通知 消防署届出						
	消防署立会	有・無		有・無			
	<ul> <li>消火訓練と避難訓練は、消防機関に訓練実施計画を届出の上、それぞれ年間2回以上実施してください。</li> <li>入所施設は、そのうち1回以上は、夜間または夜間を想定した訓練を実施してください。</li> <li>通報訓練は、年1回以上は実施するようにしてください(励行)。</li> <li>消防署と相談し、できるだけ年1回以上は消防署の協</li> </ul>						
	⑪ 利用者	の避難時	うにしてください <b>の態様、職員の</b>	反省点な		□いる	
	<ul><li>※ 訓練を 動・様子 以降の訓 特に、 定の訓練</li></ul>	実施した などを含 練の参考 夜勤専門 の際に可	、次回の訓練等場合は、職員の 場合は、職員の め訓練の都度実 にしてださい。 の職員がいる場 能な限り参加さ 必要があります。	反省事項 施記録を 。 合は、夜 せ、他の	、利用者の行 作成し、次回 間又は夜間想	□いない	
			応じ、食糧その		災害時におい	□いる	」 川口市地域防災
※ 備えている 品目をチェッ クしてくださ い。	<b>て必要と</b> 〔備蓄物資 1 非常用 2 飲料水 3 常備薬	なる物資 〕 〔管理 食料(老 ( 日分 ( 日分	の備蓄に努めて 担当者職名・氏 人食等の特別食 )	いますか 名: を含む)(	〕 日分)	口いない	計画(共通編) 第2部第3章第6 節第2の6(食 料、防災資機材 などの備蓄)
	<ul><li>5 照明器</li><li>6 熱源</li><li>7 移送用</li></ul>	具(担架	・ストレッチャ <b>まるの侵入に対す</b>	一等)		□ <b>N</b> 5	社会福祉施設等
			を把握し、入所 定め職員に周知			口いない	における防犯に 係る安全の確保 について(平成

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
			28 年 9 月 15 日 付け厚生労働省 通知)
26 衛生管理等	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	□いる □いない	条例第59条の16 第1項
	② 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。 (令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。)		条例第59条の16 第2項
	ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため	□いる	
	の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催	□いない	
	するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を 図っていますか。		
	※ 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。		条例第59条の16 第3項
	※ 委員会は感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職		平18-0331004
	種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の		第三の二の二の
	知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画		3(9)②イ
	を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役		
	割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めて		
	おくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況		
	など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定		
	期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘		
	案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う		
	個省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な		
	取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報シ		
	ステムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して		
	ください。		
	※ 委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一		
	体的に設置・運営することとして差し支えありません。		
	また、事業所に実施が求められるものでありますが、他		
	のサービス事業者との連携等により行うことも差し支え		
	ありません。		
	イの感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し	□いる	
	ていますか。	□いない	
	※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」に		平18-0331004
	は、平常時の対策及び発生時の対応を規定してくださ		第三の二の二の
	い。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境		3(9)②口
	の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な		
	予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、		
	感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が		
	業所関係議等の関係機関との連携、行政等への報告等が   想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制		
	応足される。また、先生時における事業が内の連絡体制   や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく		
	1 工品が因外域因、が圧縮や削を電腦し、切託してやく		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	ことも必要です。		
	なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介		
	護現場における感染対策の手引き」を参照してください。		
	ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のため	□いる	
	の研修及び訓練を定期的に実施していますか。	□いない	
	※ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のた		平18-0331004
	めの研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な		第三の二の二の
	知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指		3(9)②ハ
	針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行		
	うものとしています。		
	職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事		
	業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するととも		
	に、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ま		
	しいです。また、研修の実施内容についても記録するこ		
	とが必要です。		
	なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所		
	の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活		
	用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当		
	該事業所の実態に応じ行ってください。		
	また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定		
	し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)		
	を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練に		
	おいては、感染症発生時において迅速に行動できるよ		
	う、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、		
	事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケ		
	アの演習などを実施するものとしています。		
	訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないも		
	のの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせ		
	ながら実施することが適切です。		
	※ ①及び②のほか、次の点に留意してください。		平18-0331004
	ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等		第三の二の二の
	について、必要に応じて保健所の助言、指導を求め		3(9) ①
	るとともに、常に密接な連携を保つこと。		
	イ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感		
	染症対策、レジオネラ症対策等については、その発		
	生及びまん延を防止するための措置等について、別		
	途通知等が発出されているので、これに基づき、適		
	切な措置を講じること。		
	ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めるこ		
			NA POLICE A CONTRACTOR
	※ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回(ただ		労働安全衛生
	し、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回)、定期に		法第 66 条
	健康診断を実施しなければなりません。		
	※ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染		
/∃FF7EF = 11./++\	拡大の恐れがありますので、使用しないでください。	口をみてるく	
(調理設備)	③ 調理は委託ですか、直接実施ですか。	□外部委託	
※食事提供あり	→ 委託している場合、委託業者名等を記載してください。	□直接実施	
の場合	業者名:	□該当無	
	※ 現場責任者を配置してください。		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ 委託業者が適正な衛生管理の下、調理を行っているこ		
	とについて、定期に確認してください。		
	※ 食材購入を含めた委託をしている場合、食材の検収を		
	施設の栄養士も関わり、定期的にチェックしてくださ		
	V <sub>o</sub>		
	ア 嗜好調査、残食調査、給食会議等が行われ、その結果		
	が献立に反映されていますか。	□いない	
	• 嗜好調査:年 回実施		
	・残食調査:あり・なし		
	• 給食会議:年 回実施		
	イ 給食日誌は記録されていますか。	□いる	
		□いない	
	※ 設長、管理者等は、定期的にチェックしてください。		
	ウ 検食は食事の提供前に実施していますか。	□いる	
		□いない	
	※ 検食を食事前に行い、異味・異臭その他の異常が感じ		
	られる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措		
	置を講ずることとされています。		
	※ 検食は、調理員以外で実施してください。	<u> </u>	
	エ 検食簿は作成していますか。	□いる	
	\(\nu \_ \L\ \L\ \L\ \L\ \L\ \L\ \L\ \L\ \L\	□いない	
	※ 検食簿には、検食日、検食時間、検食者の職名・氏		
	名、検食内容(メニュー等)、検食結果等が記載されて		
	いるか確認してください。		
	オ 給食施設設置届を保健所に届け出ていますか。	□いる	
	・届出年月日:平成 年 月 日	□いない	
	• 食品衛生責任者 職名: 氏名:		
	※ 食品衛生責任者が変更になった場合、変更届が必要で		
	す。		
	※ 給食施設については、健康増進法に基づく給食施設開		
	始届出も義務付けられています。		
	カ 調理室及び食材等の管理は、次のとおり適切に行われていますか。	□いる □いない	
	うしていますが。 行っているものにチェックをしてください。	П и ,/т и ,	
	□ 調理室及び食品庫の管理は適切に行っていますか。		
	また、清掃チェック表に記録していますか。		
	□ 調理施設は床面及び内壁のうち床面から 1mまでは		
	1日に1回以上、施設の天井及び内壁のうち床面から1		
	m以上は1月に1回以上清掃していますか。		
	「食品保管庫の清掃 年 回〕		
	□ 調理関係職員は、毎日の健康調査を行い、記録して		
	いますか。		
	□ 調理従事者等が着用する帽子、外衣は毎日清潔なも		
	のに交換されていますか。また、個人の衛生状態を確		
	認し、記録していますか。		
	□ オープニング・クロージングチェック表はあります		
	か。		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	□ 使用水は、始業前・調理作業終了後に検査(塩素濃度、色、濁り、におい、異物)し、記録していますか。 □ 井戸水等の水道事業以外の水を使用する場合、公的検査機関等に依頼して年 1 回以上水質検査を実施していますか。 □ 包丁、まな板等は用途別及び食品別の使い分けをしていますか。 □ 発注書・納品書を整理し、保管していますか。 □ 解析料に食材料の保管温度は適切ですか。 □ 原材料について、納入業者が定期的に実施する微生物及び理化学検査の結果を提出させていますか。 □ 加熱調理食品は、中心温度を測定し、結果を記録していますか。 □ 加熱調理食品は、中心温度を測定し、結果を記録していますか。 □ 加熱調理食品は、中心温度を測定し、結果を記録していますか。 □ 加熱調理食品は、中心温度を測定し、結果を記録していますか。 □ 加熱調理食品は、中心温度を測定し、結果を記録していますか。 □ 加熱調理後の分を超えて提供される食品の保存温度は、病原菌の増殖を抑制するため 10°C以下又は 65°C以上で管理されていますか。 □ 検食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに約50gを清潔な容器に入れ、一20度以下で2週間以上で管理されていますか。 □ 本ズミ、昆虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点を保管していますか。また、ネズミ、昆虫の駆除を半年に1回以上(発生を確認した時はその都度)実施し、その記録を保管していますか。 □ ネズミ、昆虫の発生状況を2週間に設置されていますか。また、ネズミ、昆虫の取除を半年に1回以上(発生を確認した時はその都度)対の入り口手前に設置されていますか。 □ 手洗い設備は、まつに、ペーパータオル、爪ブラシ等が設置されていますか。 □ 下処理は汚染作業区域で行い、非汚染作業区域を汚染しないようにしていますか。		
	* 保健所の立ち入り検査は行われていますか。	□いる □いない	
	<ul> <li>ク 調理関係職員の検便は毎月適切に行われていますか。</li> <li>※ 非常勤職員、パート職員も毎月漏れなく実施してください。</li> <li>※ 腸管出血性大腸菌(O−157)の検査も実施してください。</li> <li>(10月~3月には、必要に応じノロウィルス検査も含めて</li> </ul>	□いる □いない	
	ください。)  ケ 調理従事者等が下痢・嘔吐・発熱などの症状があった	□いる	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン	<b>\</b>	点検	根拠法令
	時、手指等に化膿創があった時は調理作 いませんか。	業に従事させて	□いない	
(入浴設備)	④ 施設でどのような浴槽を使用しています	トか。	□該当無	
〈入浴サービス 提供ありの場		基 水頻度		
合	(Ⅲ)循環式浴槽(毎日完全換水型)	日に 回) 基		
	(Ⅲ) 非循環式浴槽(連日使用型) 換			
	(IV) 非循環式浴槽(毎日完全換水型)			
	(V) 非循環式浴槽(利用者ごとに完全換水型)			
	※ 入浴施設等を安心して利用できるよう、			
	の発生防止のため衛生管理を徹底しなり	ければなりませ		
	ん。管理計画を立てて、消毒・換水・消 し、保管してください。	<b>青掃などを記録</b>		
	⑤ 浴槽水の水質検査(レジオネラ属菌等)	を実施してい	□いる	レジオネラ症を
	<b>ますか。</b> → 直近の検査の実施日、実施項目、結果 ださい。	是を記載してく	必ず金生復け症	予防するために 必要な措置に関 する技術上の指 針(厚生労働省 告示第264号) 循環式浴槽にお
	(I)【循環式浴槽(連日使用型)】 → 循環式浴槽(連日使用型) については レジオネラ属菌等の検査を実施してくた			
	①実施日:平成 年 月 結果:	日		けるレジオネジ症防止対策マン
	②実施日:平成 年 月 結果:	日		ュアルについ (H27.3.31改訂
	(II)【循環式浴槽(毎日完全換水型)】 → 循環式浴槽(毎日完全換水型)につい 上のレジオネラ属菌等の検査を実施して 実施日:平成 年 月			
	差 思:	Р		
	(Ⅲ)【非循環式浴槽(連日使用型)】 → 非循環式浴槽を連日使用する場合は年ジオネラ属菌等の検査を実施してくださ	(V) <sub>0</sub>		
	実施日:平成 年 月 結果:	日		
	(IV)【非循環式浴槽(毎日完全換水型)】 → 非循環式浴槽を毎日完全に換水して使	E用する場合は		
	検査の対象外となります。	~, ~ , ~ , M [] 15		
	(V)【非循環式浴槽(利用者ごとに完全換水) → 非循環式浴槽で入浴者ごとに換水する			
	対象外となります。 ⑥ 塩素濃度を測定し、残留塩素濃度を適ち	別に保っていま	□いる	
	すか。		□いない	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ レジオネラ属菌の消毒には塩素が有効です。浴槽水中		
	の遊離残留塩素濃度は、入浴者数、薬剤の注入時間等に		
	より大きく変動します。塩素濃度は頻繁に測定・記録		
	し、適切に管理してください。塩素濃度は通常 0.2~0.4		
	mg/ヒス程度に保ってください。		
	※ (1) (I)から(IV)の浴槽水は残留塩素濃度の測定が必		
	要です。		
	⑦ 測定・換水・清掃・消毒等の実施状況を記録・保管し	□いる	
	衛生状況を管理していますか。	□いない	
	※ 循環式浴槽のろ過装置内でレジオネラ属菌はアメーバ		
	ーなどに寄生し増殖します。浴槽や配管の内壁にできる		
	ぬめりでレジオネラ属菌が定着します。		
	8 循環式浴槽がある場合、ろ過装置前に設置してある集 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□いる □いない	
	毛器の清掃・洗浄を毎日行っていますか。	   □^,\text{\tiny{\text{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\text{\text{\tiny{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tiny{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tiny{\tii}\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{	
	※ 貯湯槽や配管はお湯の滞留時間が長いため、低水温ではレジオネラ属菌が増殖しやすい環境になります。		
	※ 冷却等の冷却水にレジオネラ属菌が増殖すると多量の 芸芸なりなっています。 また かまれる		
	菌が飛散することがあります。また、加湿装置がレジオ		
	ネラ属菌に汚染されると室内に菌が飛散することがあり ます。		
27	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤	□いる	条例第59条の
21   掲示	務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資する	□いない	20(第34条準用)
1,0)\1.	と認められる重要事項を掲示していますか。		20 (3/10/13/(4-7/11)
	※ 前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備		   条例第59条の
	え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ		20(第34条準用)
	ることにより、同項の規定による掲示に代えることがで		
	きます。		
	※ 事業所は、運営規定の概要、従業者の勤務体制、事故		平18-0331004号
	発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第		第三の二の二の
	三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月		3(14)(第三の一
	日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等		の4(25)準用)
	の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重		
	要事項を事業所の見やすい場所に掲示してください。そ		
	の際に、以下に掲げる点に留意してください。		
	ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介		
	護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して		
	見やすい場所のことでです。		
	イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常		
	勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名ま		
	で掲示することを求めるものではない。		
28	① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利	□いる	条例第59条の20
秘密保持等	用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じてい	□いない	(第35条第1項準
	ますか。		用)
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定や、誓約書等を		
	とるなどの措置を講じてください。		A Inithted A - a-
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上	□いる	条例第59条の20
	知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがない	□いない	(第35条第2項
	よう、必要な措置を講じていますか。	J	準用)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ 従業者が、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。		平18-0331004 第三の二の二の 3(14) (第三の 一の4(26)②準 用)
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を 用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報 を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によ り得ていますか。	□いる □いない	条例第59条の 20(第35条第3項 準用)
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		平18-0331004 第三の二の二の 3(14) (第三の 一の4(26)③準 用)
	④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29.4.14)」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	□いる □いない	
	※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。		
	※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成 に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。 イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対 して利用目的の通知又は公表をすること。 ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つ ように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先 を監督すること。		個人情報の保護 に関する法律 (平 15 年法律第 57 号)
	エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人 データを提供してはならないこと。 オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の 知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂 正・利用停止等を行うこと。 カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をするこ と。		
29 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が 虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	□いない □いる	条例第59条の 20(第36条準用)
30 居宅介護支援 事業者に対す る利益供与の 禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	<ul><li>□いない</li><li>□いる</li></ul>	条例第59条の20 (第37条準用)
31 苦情処理	① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	□いる □いない	条例第59条の 20(第38条第1項 準用)

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ 「必要な措置」とは、具体的には相談窓口、苦情処理 の体制及び手順等当該事業所における苦情の処理をする ために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込 者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情 に対する対応についても併せて記載するとともに、事業 所に掲示すること等です。		平18-0331004 第三の二の二の 3(14) (第三の 一の4(28)①準 用)
	② ①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を 記録していますか。	□いる □いない	条例第59条の 20(第38条第2項 準用)
	※ 利用者および家族からの苦情に対し、組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情(施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録するようにしてください。 また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な		平18-0331004 第三の二の二の 3(14)(第三の一 の4(28)②準用)
	情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが		
	望ましいです。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。		
	③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない □事例無	条例第59条の 20(第38条第3項 準用)
	④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。	□いる □いない □事例無	条例第59条の 20(第38条第4項 準用)
	⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民 健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民 健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない □事例無	条例第59条の 20(第38条第5項 準用)
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合に は、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告し ていますか。	□いる □いない □事例無	条例第59条の 20(第38条第6項 準用)
32 地域との連携等	① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 ※ 運営推進会議	□いる □いない	条例第59条の17 第1項
	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が 所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄 する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護 について知見を有する者等により構成される協議会 ※ 運営推進会議は事業所が、利用者、市町村職員、地域住		平18-0331004
	民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明ら かにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」		第三の二の二の 3(10)①

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。  ※ 「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。  ※ 他の地域密着型サービス事務所と併設している場合において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。  ※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催し		
	て差し支えありません。 ア 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護してください。 イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えありません。		
	② ①について、テレビ電話装置等を活用して行う場合、利用者等に同意を得ていますか。 ※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしています。ただし、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	□いる□いない□	条例第59条の17 第2項 平18-0331004 第三の二の二の 3(10)①
	<ul><li>③ ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</li><li>※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。</li></ul>	□いる □いない	条例第59条の17 第3項 条例第59条の19 第2項
	<ul><li>④ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</li><li>※ 指定地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</li></ul>	□いる □いない	条例第59条の17 第4項 平18-0331004 第三の二の二の 3(10)③
	<ul> <li>事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。</li> <li>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利</li> </ul>	□いる □いない	条例第59条の17 第5項 平18-0331004 第三の二の二の 3(10)④(第三の 一の4(29)④準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。		用)
	⑥ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者	□いる	条例第59条の17
	に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、	□いない	第6項
	当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域 密着型通所介護を提供するよう努めていますか。	□事例無	
	出有主題が月段を提供するよう方のといるすが。   ※ 上記は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在す		平18-0331004
	る事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護		第三の二の二の
	者にサービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅		3(10)⑤(第三の
	等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が 行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包		一の4(29)⑤準 用)
	括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供		7147
	を行わなければならないことを定めたものです。		
	この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサ ービス提供がなされているか等、サービスの質が担保さ		
	れているかが重要であることに留意してください。		
33	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した	□いる	条例第59条の18
事故発生時の対	場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定	□いない	第1項
応	居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。		
	※ 事故が発生した場合の対応方法は、事業者があらかじ		平18-0331004
	め定めておくことが望まれます。		第三の二の二の
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について	□いる	3(11)①
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録していますか。	□いない	条例第59条の18 第2項
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故	□いる	条例第59条の18
	が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っています か。	□いない □事例無	第3項
	※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損		平18-0331004
	害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。		第三の二の二の3(11)②
	<b>④ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐ</b>	□いる	平18-0331004
	ための対策を講じていますか。	□いない	第三の二の二の
	○ 大田ながったにはは中央ギャッマで人类のはのユービュ /ウ	□事例無	3(11)3
	⑤ 夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービス(宿) 泊サービス)を提供する場合、当該サービスにより事故が	□いる □いない	条例第59条の18 第4項
	発生した際は、上記同様の対応を行っていますか。	□事例無	)   - ) (
	[入浴サービスにおける事故防止について]	□いる	
	介護を要する者に対する入浴サービスについては、常 に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職	□いない□該当無	
	員が目を離すことは重大な事故につながる恐れがあるた		
	め、次の事項を実施するよう努めていますか。		
	行っているものについてチェックをしてください。		
	□ 利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間が生じ ないようにすること。		
	□ 事故などが発生した場合に備え、複数の職員を配置		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
34	し、事故対応中にも、他の入浴者への見守りについて連携する体制を確保すること。 □ 機械浴の操作方法について、取扱説明書を浴室又は脱衣所に設置するとともに、担当職員がその操作方法を十分理解しているか確認すること。 □ 入浴介助方法及び事故発生時の対応方法のマニュアルを整備し、定期的に職員に周知すること。 □ 新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施すること。 虚待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる	□いる	
虐待の防止	<ul> <li>観点から措置を講じていますか。</li> <li>・ 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</li> <li>・ 虐待等の早期発見 従業者は、虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。</li> <li>・ 虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。</li> <li>※ 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施してください。(当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義</li> </ul>	□いない	平18-0331004 第三の二の二の 3(12) (第三の一の4 (31)準用)
	務となっています。)  (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する 委員会(虐待防止検討委員会)を定期的に開催する とともに、その結果について、従業者に周知徹底を 図っていますか。  ※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発 見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防 止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含 む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務 及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催する ことが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を	□いる □いない	条例第59条の20 (第40条の2(1) 準用) 平18-0331004 第三の二の二の 3(12) (第三の一の4 (31)①準用)

項目	自主 点検のポイント	点検	根拠法令
	委員として積極的に活用してください。		
	※ 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の		
	事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報で		
	め、その性質工、一概に促来者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応するこ		
	とが重要です。		
	※ なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置して		
	いる場合、これと一体的に設置・運営して差し支えあり		
	ません。また、事業所に実施が求められるものですが、		
	他のサービス事業者との連携により行うことも差し支え		
	ありません。 ※ また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活		
	用して行うことができます。この際、個人情報保護委員		
	会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情		
	報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省		
	「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」		
	等を遵守してください。		
	※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項 について検討することとしています。その際、そこで得		
	た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再		
	発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要がありま		
	す。		
	イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること		
	ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること		
	ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること		
	ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整 備に関すること		
	ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報		
	が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること		
	へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から		
	得られる再発の確実な防止策に関すること		
	ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果につい		
	ての評価に関すること (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備して	□いる	条例第59条の20
	いますか。	□いない	(第40条の2(2)
			準用)
	※ 指針には、次のような項目を盛り込んでください。		平18-0331004
	イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方		第三の二の二の
	ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項		3(12) (第三の一の4
	ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 - 虚徒策が発生した担合の対応された問題されます。		(第三の一の4 (31)②準用)
	二 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項		(01) (01)
	へ 成年後見制度の利用支援に関する事項		
	ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項		
	チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項		
	リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のため の研修を定期的に実施していますか。	□いる □いない	条例第59条の20 (第40条の2(3) 準用)
	※ 研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止を徹底してください。		平18-0331004 第三の二の二の 3(12) (第三の一の4
	※ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。		(31)③準用)
	(4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を 置いていますか。	□いる □いない	条例第59条の20 (第40条の2(4) 準用)
	※ 事業所における虐待を防止するための体制として、 (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、専 任の担当者を置くことが必要です。当該担当者として は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務め ることが望ましいです。		平18-0331004 第三の二の二の 3(12) (第三の一の4 (31)④準用)
35 高齢者虐待の防 止	④ 事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場に あることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていま すか。	□いる □いない	高齢者虐待防止 法第5条
	[高齢者虐待に該当する行為] ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。		高齢者虐待防止 法第2条
	ウ 利用者に対する著し暴言又は著しく拒絶的な対応その 他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をし てわいせつな行為をさせること。 オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用 者から不当に財産上の利益を得ること。		
	⑤ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市に通報していますか。	□いる □いない	市虐待防止条例 第8条 高齢者虐待防止 法第21条
36 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型 通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分してい ますか。	□いる □いない	条例第59条の20 (第41条準用)
	※ 明確に区分することが困難な勘定科目については、合理的な按分方法によって算出しても構いません。		

項目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づ		平18-0331004
	き適切に行ってください。		第三の二の二の
	ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱		3(14)(第三の一
	いについて」 (平成12年3月10日 老計第8号)		の4(32)準用)
	イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分につ		
	いて」(平成13年3月28日 老振発第18号)		
	ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法		
	人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日		
	老高発第 0329 第 1 号)		
37 = 120 o #k/#	① 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備して	□いる	条例第59条の19
記録の整備	いますか。	□いない	第1項
	② 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備 し、その完結の日から5年間保存していますか。	□いる □いない	条例第59条の19 第2項
	※ 保存しなければならない記録は、次のとおりです。		条例第59条の37
	ア 地域密着型通所介護計画		第2項
	イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録		
	ウ 市への通知に係る記録		
	エ 苦情の内容等の記録		
	オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての		
	記録		
	カ 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記		
	録(一般型)		
	キ 安全・サービス提供管理委員会における検討の結果		
	(療養型) ※ 「完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了		平 18-0331004
	※ 「完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了 (契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、		第三の二の二の
	利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した		3(13)
	日、上記力については、運営推進会議を開催し、報告、評		0(10)
	価、要望、助言等の記録を公表した日を指します。		
38	① 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面	□いる	条例第 204 条
電磁的記録等	で行うことが規定され、又は想定されるもの(被保険	□いない	第1項
	者証に関するものを除く。)については、書面に代え	□該当無	平 18-0331004
	て、次に掲げる書面に係る電磁的記録により行ってい		第五の1
	ますか。		
	ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子		平 18-0331004
	計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気		第五の1(1)
	ディスク等をもって調製する方法によること。		
	イ電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によ		
	ること。		<b>=</b> 10 0001001
	(1) 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電		平 18-0331004
	子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等		第五の 1(2)
	をもって調製するファイルにより保存する方法 (2) 書面に記載されている事項をスキャナ等により読		
	(2) 青曲に記載されている事項をヘイヤノ寺により記   み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る		
	電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク		
	等をもって調製するファイルにより保存する方法		
	ウ 被保険者証に関するもの及び下記②に規定するもの以		平 18-0331004
	外において電磁的記録により行うことができるとされて		第五の1(3)

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	いるものは、上記ア及びイに準じた方法によること。		
	エまた、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委		平 18-0331004
	員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人		第五の1(4)
	情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省		
	「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」		
	等を遵守すること。		
	② 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類す	□いる	条例第 204 条
	るもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行	□いない	第2項
	うことが規定され、又は想定されるものについては、	□該当無	平 18-0331004
	当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、次		第五の2
	に掲げる電磁的方法により行っていますか。		
	ア電磁的方法による交付は、次の規定に準じた方法によること。		平 18-0331004
	(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに		第五の 2(1)
	掲げるもの		
	ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はそ		
	の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信		
	回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機		
	に備えられたファイルに記録する方法		
	イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ		
	ルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回		
	線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当		
	該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に		
	備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法		
	(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けな		
	い旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係		
	る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録す		
	る方法)		
	(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに		
	準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこ		
	とができる物をもって調製するファイルに前項に規定		
	する重要事項を記録したものを交付する方法		
	(3) 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がフ		
	ァイルへの記録を出力することにより文書を作成する		
	ことができるものでなければならない。		
	(4) 「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電		
	子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電		
	子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組		
	織をいう。		
	(5) 事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あら		
	かじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用い		
	る次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又		
	は電磁的方法による承諾を得なければならない。		
	<ul><li>(1)及び(2)の方法のうち事業者が使用するもの</li></ul>		
	( ファイルへの記録の方式		
	(6) 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申		
	1 (元) - 113 ファイルのフェーン のフルドロで 1370 J ファロコン - 162(13/11 1)	i .	i .

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。 ※ なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。		平 18-0331004 第五の 2(2)
	ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約 関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押 印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。 ※ なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19 日内 閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。		平 18-0331004 第五の 2(3)
	エ その他、条例第204条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。		平 18-0331004 第五の 2(4)
	オ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		平 18-0331004 第五の 2(5)
39	共生型地域密着型通所介護の利用者に利用者に対して適		平 18-0331004
共生型地域密着   型通所介護の運	正なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事 業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていま	□いない	第三の二の二の 4(3)
営に関する技術	すか。		条例第 59 条の
的支援	7.7.0		20 Ø 2(2)
40	下記のとおり、取り扱っていますか。	□いる	平 18-0331004
共生型地域密着	※ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組	口いない	第三の二の二の
型通所介護に関	は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・		4(6)
するその他の留	自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、		
意事項	共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所 で同時に提供することを想定しています。		
	このため、同じ場所においてサービスを時間によって要介		
	護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合(例えば、午		
	前中に要介護者に対して地域密着型通所介護、午後の放課後		
	の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合		
41	合)は、共生型サービスとしては認められません。 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行	□該当	社会福祉士及び
41   介護職員等によ	村云価値工及び介護価値工法第40米の2及び3、同法他11 規則第26条の2及び3に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う	□談ョ□非該当	護福祉士法
る喀痰吸引等	「登録特定行為事業者」に該当しますか。		第48条の2、3
A H 1/2 (2) 1 1			CD 14-44-4-14-14-14
について	※ 平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」		同法施行規則
について (以下、該当事	に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護		同伝施行規則 第 26 条の 2、3
について (以下、該当事 業者のみ記入	に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護 職員等(介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象)		
について (以下、該当事	に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ 制度の概要については、次の厚生労働省ホームページ		平成 23 年 11 月
	の資料を参照してください。		11 日社援発第
	① 喀痰吸引等のパンフレット		1111 号 厚生労
	② 喀痰吸引等の制度説明(概要)		働省社会・援護
	[検索方法]		局長通知
	厚生労働省のホームページの検索で、「喀痰吸引等		
	パンフレット」及び「喀痰吸引等制度について」と入		
	力し、該当するPDFファイルを選択。 1 認定特定行為業務従事者について	□いる	
	① 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特	□いない	
	定行為業務従事者」として認定された者に行わせてい		
	ますか。		
	② 認定特定行為従事者は何人いますか。		
	<b>A</b>		
	2 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者について	□いる	
	① 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている	口いない	
	場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録		
	していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用す		
	ることなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、		
	「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。)		
	[業務開始年月日 年 月 日]		
	② 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定	□いる	
	行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で	□いない	
	登録していますか。		
	【登録している行為】該当するものに〇をつける		
	(たん吸引) 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内 (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養		
	3 たん吸引等の業務の実施状況について		
	① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から	□いる	
	文書による指示を受けていますか。	□いない	
	② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえ	□いる	
	て、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作	口いない	
	成していますか。		
	③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示し	□いる	
	て、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文	□いない	
	書による同意を得ていますか。		
	④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・	□いる	
	医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	□いない	
	⑤ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催	□いる	
	していますか。 ⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護	□いない	
	⑩ / たん吸引寺の美施に関する耒務万法書寺を備え、介護   職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにし	□いる   □いない	
	「「「「「「」」」	П и ., ч и ,	
第5 療養通所介	護に関する基準		l
	① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊	□いる	久間等50冬の95
1   緊急時対応医療	① 利用者の病状の急変等に備えるため、めらかしめ、繁   急時対応医療機関を定めていますか。	□いる □いない	条例第59条の35 第1項
機関	② 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同	□いない	条例第59条の35

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していま すか。	□いない	第2項
	③ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対 応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めて いますか。	□いる □いない	条例第59条の35 第3項
2 安全・サービス 提供管理委員会の設置	① 安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(以下「委員会」という。)を設置していますか。 ※ 指定療養通所介護は、医療との密接な連携のもとにサービス提供が行われることが重要であることから、委員会において地域医療関係団体(地域の医師会等)に属する者を委員とすることとしている。このほか、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者、必要に応じ、指定療養通所介護の安全かつ適切サービスの提供を確保するために必要と認められる者によって構成されるものである。	□いる □いない	条例第59条の36 第1項
	② おおむね 6 月に 1 回以上委員会を開催することとし、 事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとと もに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所 における安全かつ適切なサービスの提供を確保するため の方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を 作成していますか。	□いる □いない	条例第59条の36 第2項
	※ 委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができます。		条例第59条の36 第3項
	③ ②の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じて いますか。	□いる □いない	条例第59条の36 第4項
第6 変更の届出	<b> \$</b>   <b> </b>		
1 変更の届出等	① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令の定めにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。 ※ 「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項」とは、次の事項等です。ア事業所の名称及び所在地イ申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名ウ申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等エ事業所(当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図及び設備の概要オ事業所の管理者の氏名、住所及び経歴カ運営規程キ当該事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項ク役員の氏名及び住所等	□いる □いない	法第78条の5第1 項 施行規則 第131条の13第1 項

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長(介護保険課)に届け出ていますか。	□いる □いない □事例無	法第78条の5第2 項
第7 介護給付費	関係		
1 基本的事項	送迎に要する時間を除くサービス提供時間に応じた所 定の単位数で算定していますか。	□いる □いない	平18厚労告126 別表2の2イ
坐个时子,发	〇単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算	□いる □いない	平18留意事項 第2の1(1)
	の計算を行う度に、小数点以下の端数処理 (四捨五入) を行っていますか。		
	〇金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円	□いる □いない	平18厚労告126 三
	未満 (小数点以下) の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。		
2 所要時間の取扱 い	① 所要時間の算定は、サービス提供に現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うための標準的な時間で行っていますか。	□いる □いない	平18厚労告126 別表2の2注1
	※ 単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、地域密着型通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること。 ※ サービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。 ① 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合 ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者(二級課程修了者を含む。)、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合		平18留意事項 第2の3の2(1)
	<ul><li>※ 送迎時に実施する居宅内での介助等については、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められません。</li><li>※ 現在訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に</li></ul>		平成27年度介護 報酬改定に関す るQ&A(平成27年4 月1日)問54 平成27年度介護
	行われている介助等について、一律に通所介護等で対応することを求めているものではありません。 ※ 当日の利用者の心身の状況から、実際の地域密着型通		報酬改定に関す るQ&A問52

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	所介護の提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えありません。なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮		
	した場合には、地域密着型通所介護計画を変更のうえ、 変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。 同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所に		
	おいては、利用者が同一の日に複数の通所介護の単位を 利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単 位について所定単位数が算定されます。		
	② 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次のア 又はイに該当する場合は、所定単位数を算定していますか。		平18厚労告126 別表2の2注1
(1)定員超過	ア 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている 利用定員を超える場合	□いる □いない	平18留意事項 第2の3の2
(2)人員欠如	イ 看護職員又は介護職員の員数が、人員基準に定める 員数に満たない場合	□いる □いない	(22) (23)
	[定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について] ※ 利用者の数は、1月間(暦月)の利用者の数の平均を 用います。1月間の利用者の数の平均は、当該月におけ るサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた 者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除し て得た数とします。この平均利用者数の算定に当たって は、小数点以下を切り上げるものとします。 ※ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定		
	員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減額され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。		
	※ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、や		
	むを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員 を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月 の翌々月から所定単位数の減算を行います。また、この場 合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者 については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用 延人員数に含まないこととします。		
	[人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について] ア 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用います。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。 イ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出		
	提供日数で除して得た数とします。		

2 時間以上3 時間未満の地域密着型通所介護 (一般型のみ)	項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
ん。利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常 生活を通じた機能訓練等を実施してください。	3 2時間以上3時間未満の地域 着型通所介護	を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。 ウ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 (看護職員の算定式) サービス提供日数く0.9 (介護職員の算定式) 当該月に配置された職員の勤務延時間数・・当該月に配置された職員の勤務延時間数・・当該月に配置された職員の勤務延時間数・・当該月に配置された職員の勤務延時間数・・当該月に配置すべき職員の勤務延時間数・・当該月に配置すべき職員の勤務延時間数・・当該月に配置すべき職員の勤務延時間数・の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算された延べ人数・ファービス提供日と配置された延べ人数・サービス提供日を満たすに至っている場合を除きます。) (看護職員の算定式) 0.9≦当該月に配置された職員の勤務延時間数・・当該月に配置すべき職員の勤務延時間数・1.0 (介護職員の算定式) 0.9≦当該月に配置された職員の勤務延時間数・・当該月に配置すべき職員の勤務延時間数・・当該月に配置すべき職員の勤務延時間数・・当該月に配置すべき職員の勤務延時間数・・当該月に配置すべき職員の勤務延時間数・1.0 「万要時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間のサービス利用が困難である者方と、利用者と数と時間以上3時間未満の場合」の単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者〕・ショの状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者。 ※2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者と、小身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者です。なお、2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護で	□ いる □ いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 4 平 27 厚労告 95 第 35 号の 3 平18 留意事項
感染症又は災害   <b>生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度におけ</b>   □いない   別表 2 の 2 注 5	_	ん。利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常 生活を通じた機能訓練等を実施してください。 <b>感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が</b>		平 18 厚労告 126

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
の発生を理由と する利用者数の 減少 (一般型のみ)	る月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市長に届け出た事業所において、地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き算定することができます。	□該当無	
5 延長加算 (一般型のみ)	① 所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に日常生活上の世話を行い、地域密着型通所介護の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合、所定単位数を加算していますか。 ※ 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、 ・ 9時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合 ・ 9時間の地域密着型通所介護の前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定されます。  ※ また、当該加算は、地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、 ・ 8時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、地域密着型通所介護と延長サービスを通算時間は13時間であり、4時間分(=13時間一9時間)の延長サービスとして200単位が算定されます。	□いない当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 6 平18留意事項 第 2 の 3 の 2(4)
6	② 延長サービスを提供する場合には、適当数の従業者を配置して延長サービスを行うことが可能な体制ですか。 ※ 延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものですが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いている必要があります。 ※ 利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受けた場合には算定することはできません。  共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数	□いる□いない	平 18 厚労告 126
6 共生型地域密着 型通所介護を行 う場合	共生型地域省有型通所が護を行った場合は、所定単位数 に、次に掲げる率を乗じた単位数を算定していますか。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労音 126 別表 2 の 2 注 7

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
7 生活相談員配置 等加算 (共生型のみ)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、共生型地域密着型通所介護費を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき 13 単位を所定単位数に加算していますか。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 8
	[厚生労働大臣が定める基準] 次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。	□いる □いない	平 27 厚労告 95 第 14 の 2 号
	イ 生活相談員を 1 名以上配置していること。 ロ 地域に貢献する活動を行っていること。		
	※ 生活相談員(社会福祉士、精神保健福祉士等)は、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がありますが、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所(以下「指定生活介護事業所等」という。)に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えありません。なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となります。		平 18 留意事項 第 2 の 3 の 2(6)①
	※ 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや保育園等との交流会など)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。		平 18 留意事項 第 2 の 3 の 2(6)②
	※ 当該加算は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等のみ算定することができます。		平 18 留意事項 第 2 の 3 の 2(6) ③
8 入浴介助加算 (一般型のみ)	① 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。(いずれかの加算のみの算定です。)	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 10
(入浴介助加算	〔厚生労働大臣が定める基準〕 ア 入浴介助加算(I)		平 27 厚労告 95 第14 の3号
(I))	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有 して入浴介助を行っていますか。	□いる □いない	
(入浴介助加算 (Ⅱ))	イ 入浴介助加算(II) <b>次のいずれにも適合していますか。</b>	 □いる □いない	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
(入浴介助加算 (I))	(1) アに掲げる基準に適合すること。 (2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、居宅の浴室が、利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員工具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の居宅を訪問した医師の入浴計画を作成すること。 (4) (3)の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をこと。 (4) (3)の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。以下同じ。)その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。 ア 入浴介助加算(I)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定されるものですが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものです。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含むものとしています。 ② 地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。		平18留意事項 第2の3の2(8)
(入浴介助加算(Ⅱ))	イ 入浴介助加算 (Ⅱ) について ① ア①及び②を準用する。 ② 入浴介助加算 (Ⅱ) は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等 (以下「家族・訪問介護員等」という。)の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下 a ~ c を実施することを評価するものです。なお、入浴介助加算 (Ⅱ)の算定に関係する者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切で		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	あるかを念頭に置いた上で、a~cを実施します。		
	a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行う		
	では、 できる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含		
	む。)が利用者の居宅を訪問(個別機能訓練加算を取得		
	するにあたっての訪問等を含む。)し、利用者の状態を		
	ふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境		
	を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価し		
	た者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者		
	の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等		
	の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合		
	合、指定地域密着型通所介護事業所に対しその旨情報共		
	有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者 が、指定地域密着型通所介護事業所の従業者以外の者で		
	か、相定地域沿有空地が介護事業所の促棄有以外の有である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよ		
	のる物では、音曲寺を伯用し、「力は情報共有を行うよう留意すること。		
	(※) 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に		
	係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏		
	まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助		
	により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、		
	指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定		
	福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売		
	事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び		
	当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福		
	祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の 環境整備に係る助言を行う。		
	b 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が		
	共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の		
	下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利		
	用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を		
	作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を地域		
	密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載を		
	もって個別の入浴計画の作成に代えることができるもの		
	とする。		
	c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の		
	状況に近い環境にて、入浴介助を行う。なお、この場合 の「個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境」と		
	の「個俗での他の利用者の店毛の状況に近い環境」と   は、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者		
	の居宅の浴室の環境を個別に模したものとして差し支え		
	ない。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状		
	況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介		
	護員等の介助によって入浴することができるようになる		
	よう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行わ		
	れるものであること。なお、必要な介護技術の習得にあ		
	たっては、既存の研修等を参考にすること。		
	② 体調不良等により入浴を実施しなかった場合につい	口いない	
	て、加算を算定していませんか。	□いる	

地域沿有型进所介護			
項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けら		
	れている場合であっても、利用者側の事情により、入浴		
	を実施しなかった場合は、加算を算定できません。		五 10 同兴生 100
9 中手座老ケマケ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護事業所が、中重度の	□いる □いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 11
中重度者ケア体   制加算	で中長に届け四に地域留有空通所介護争未所が、中里度の   要介護者を受け入れる体制を構築し、地域密着型通所介護	□にない	別衣 2 切 2 任 II 
(一般型のみ)	を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につ		
( )放至(20)7)	き45単位を所定単位数に加算していますか。		
	※ 共生型地域密着型通所介護費を算定している場合は、		
	算定しません。		
	〔厚生労働大臣が定める基準〕		
	次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。	□いる	平27厚労告95
	  ア 指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加	□いない	第51号の4
	これの		
	していること。		
	つくいること。   イ 地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日		
	が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状		
	態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占		
	める割合が100分の30以上であること。		
	ウ 地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該		
	地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上		
	配置していること。		
	※ 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定基準に規定		平18留意事項
	する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介		第2の3の2
	護職員を常勤換算で2以上確保する必要があります。		(9)
	このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、 暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当		
	おりことの有機職員又は力機職員の勤務延時間数を、当   該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除す		
	ることによって算定し、暦月において常勤換算方法で2		
	以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。		
	なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数につ		
	いては、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際		
	に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めな		
	いこととし、常勤換算方法による員数については、小数		
	点第2位以下を切り捨てるものとします。		
	具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定		
	に関する Q&A (平成 27 年 4 月 1 日) の問 25 を参照してく		
	ださい。		
	※ 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月		
	の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人		
	員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支		
	援者に関しては人員数には含めません。		
	具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改		
	定に関する Q&A (平成 27 年 4 月 1 日) の問 31 を参照し		
	てください。		
	なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で		
	要介護状態区分が変更になった場合は、月末の要介護状		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	<ul> <li>態区分を用いて計算します。</li> <li>※ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。</li> <li>イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとします。</li> <li>ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合をついては、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合をを担出しなければなりません。</li> <li>※ 看護職員は、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められません。</li> <li>※ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定をともに、認知症加算も算定できます。</li> <li>※ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していますか。なお、今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行うことが必要です。</li> </ul>	□いない	
10 生活機能向上連携加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。(いずれかの加算のみの算定です。) (1) 生活機能向上連携加算(I) (2) 生活機能向上連携加算(I) ※ 個別機能訓練加算を算定している場合は加算(I)は算	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 12

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	定できず、加算(Ⅱ)の場合は1月につき所定単位数を加		
	算します。		
	〔厚生労働大臣が定める基準〕		平 27 厚労告 95
	次の基準のいずれにも該当していますか。	□いる	第 15 号の 2
		□いない	
(生活機能向上		_	
連携加算(I))	ア 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハ		
	ビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施	□いない	
	している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数 が200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4		
	か200 保不満のもの文は当該病院を中心とした千佳4   キロメートル以内に診療所が存在しないものに限		
	る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医		
	師(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づ		
	き、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員		
	等が共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評		
	価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。		
	※ その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、		平 18 留意事項
	日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行っ		第2の3の
	てください。		2(10)①イ
	この場合の「リハビリテーションを実施している医療		
	提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテー		
	ション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介		
	護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療		
	院です。		亚 10 网产声话
	※ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事		平 18 留意事項 第 2 の 3 の
	<ul><li>業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施</li></ul>		第20300
	設の理学療法士等は、当該利用者のADL(寝返り、起		2(10)(1) =
	き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びⅠ		
	ADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に		
	関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業		
	所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテ		
	ーションを実施している医療提供施設の場において把握		
	し、又は、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指		
	導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を		
	用いて把握した上で、当該指定地域密着型通所介護事業		
	所の機能訓練指導員等に助言を行ってください。		
	なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場		
	合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関		
	する利用者の状況について適切に把握することができる		
	よう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等 を調整するものとします。		
	・		   平 18 留意事項
	時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。		第2の3の
	目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利		2(10)①/>
	用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定する		
	こととし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段		
	階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かり		
	やすい目標としてください。		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型 通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって 個別機能訓練計画の作成に代えることができます。 イ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又	□いる	
	は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備 し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた 機能訓練を適切に提供していますか。	□いない	
	ウ アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等 を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に 対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況 等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っ	□いる □いない	
	でいますか。 ※ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の 達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法		平 18 留意事項 第 2 の 3 の
	士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直し		2(10)①ホ
	や訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 ※ 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ご とに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価 した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対 して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状		
	<ul><li>況等を説明してください。</li><li>※ 利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。</li><li>ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者</li></ul>		
	等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して		
	ください。  ※ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。  ※ 生活機能向上連携加算(I)は個別機能訓練計画に基づき		平 18 留意事項 第 2 の 3 の 2(10)①へ 平 18 留意事項
	個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定できません。		第2の3の 2(10)①ト
(生活機能向上 車携加算(Ⅱ))	② 生活機能向上連携加算(II) ア 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定	□いる □いない	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業 所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同し て利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の 作成を行っていますか。		
	※ その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、 日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行っ てください。 この場合の「リハビリテーションを実施している医療 提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテー ション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介 護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療		平 18 留意事項 第 2 の 3 の 2(10)②イ
	院です。 ※ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。		平 18 留意事項 第 2 の 3 の 2(10)②ハ(①ハ 準用)
	能訓練計画を作成する必要はありません。  イ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は 生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備 し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた 機能訓練を適切に提供していますか。	□いる □いない	
	ウ アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。	□いる □いない	
	※ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の 達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法 士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得 た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を 確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を 踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応 を行ってください。 ※ 理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定地域密着型 通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個 別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓		平 18 留意事項 第 2 の 3 の 2(10)②ロ
	練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	ってください		
	2000		
	※ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者		平 18 留意事項
	等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓		第2の3の2(10)
	練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。		②ハ(①へ準用)
11	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし	□いる	平 18 厚労告 126
個別機能訓練加	て市長に届け出た地域密着型通所介護の利用者に対して、	口いない	別表2の2注11
第 ( 如那 ( )	機能訓練を行っている場合には、(1)及び(2)については1	□該当無	
(一般型のみ)	日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき 次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。		
	((1)(2)については、いずれかの加算のみの算定です。)		
	(1) 個別機能訓練加算(I)イ		
	(2) 個別機能訓練加算(I) D		
	(3) 個別機能訓練加算(Ⅱ)		
	[厚生労働大臣が定める基準]		   平27厚労告95
(個別機能訓練	ア 個別機能訓練加算(I)イ		第51号の5
加算(I)イ)	次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。	□いる	
	Strait, of the house of the control	□いない	
	(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法		
	士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復		
	師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師		
	(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作		
	業療法士、言語聴覚師、看護職員、柔道整復師又は		
	あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指		
	導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従		
	事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法		
	士等」という。)を1名以上配置していること。		
	(2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別		
	機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療		
	法士等が計画的に機能訓練を行っていること。		
	(3) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利 用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複		
	数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選		
	択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよ		
	う利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の		
	状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。		
	(4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用		
	者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓		
	練計画を作成すること。また、その後三月ごとに一		
	回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者		
	の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、		
	当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計		
	画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓		
	練計画の見直し等を行っていること。		
	(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
	イ 個別機能訓練加算(I)ロ		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
(個別機能訓練 加算(I)口)	次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。  (1) アの規定により配置された理学療法士等に加え、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置していること。  (2) ア(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにもに適合すること。	□いる □いない	
(個別機能訓練 加算(Ⅱ))	ウ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) ア(1)から(5)まで又はイ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。 (2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		
	※ 個別訓練機能加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状況や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものです。 ※ 算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければなりません。 ※ 個別機能訓練開始時におけるニーズ把握は、平成27年		平 18 留意事項 第2の3の2(11)
/ (田口山松台) 211/2十	3月27日付け老振発第0327第2号別紙様式1「興味・関 心チェックシート」に例示されています。 また、居宅訪問の際のアセスメント項目は、同別紙様 式2「居宅訪問チェックシート」に例示されています。		
(個別機能訓練   加算(I)イ)	● 個別機能訓練加算(I)イの算定上の留意事項 ① 加算(I)イに係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している地域密着型通所介護の単位の利用者に対して行っていますか。 ※ 例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが加算(I)イの対象となります。	□いる □いない	平 18 留意事項 第2の3の2(11) ①イ
	② 加算(I)イの対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されていますか。	□いる □いない	
	③ 地域密着型通所介護事業所の看護職員が加算(I)イに 係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職 務の時間は、地域密着型通所介護事業所における看護職 員としての人員基準の算定に含めていませんか。	□いない □いる	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	④ 個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成していますか。	□いる □いない	平 18 留意事項 第2の3の2(11) ①ハ
	⑤ 目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況 (起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行っていますか。	□いる □いない	
	⑥ ⑤の目標については、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としていますか。	□いる □いない	
	⑦ ⑤の目標については、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としていますか。	□いる □いない	
	<ul><li>⑧ 個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助していますか。</li><li>※ なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。</li></ul>	□いる □いない	
	⑨ 加算(I)イ係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としていますか。	□いる □いない	平 18 留意事項 第2の3の2(11) ①ニ
	<ul><li>⑩ 訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定していますか。</li><li>※ また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週1回以上実施することを目安としています。</li></ul>	□いる□いない	
	① 加算(I)イに係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録していますか。	□ いる □ いない	平 18 留意事項 第2の3の2(11) ①ホ

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	① 概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切に対応していますか。 ※ 利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用し	□いる □いない	
	て行うことができるものとします。 ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
(個別機能訓練 加算(I)口)	● 個別機能訓練加算(I)ロの算定上の留意事項 ① 加算(I)ロに係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していますか。	□いる □いない	平 18 留意事項 第2の3の2(11) ①ロ
	※ 例えば1週間のうち特定の曜日だけ、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみを加算(I)ロの対象となります。 ② 加算(I)ロの対象となる理学療法士等が配置される曜		
	日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されていますか。  ③ 地域密着型通所介護事業所の看護職員が加算(I)口に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めていませんか。	□いない □いる □いない	
	<ul><li>④ 個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成していますか。</li><li>⑤ 目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用</li></ul>	□いる □いない □いる	平 18 留意事項 第2の3の2(11) ①ハ
	者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況 (起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、 その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員 等の意見も踏まえつつ行っていますか。 ⑥ ④の目標については、当該利用者の意欲の向上につ	<ul><li>□いない</li><li>□いる</li></ul>	
	ながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としていますか。  ② ④の目標については、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における	□いない	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としていますか。		
	⑧ 個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の	□いる □いない	
	生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助しています か。		
	※ なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型 通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって 個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとし		
	ます。  ③ 加算(I)口に係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団	□いる □いない	平 18 留意事項 第2の3の2(11)
	(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行う こととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた 実践的かつ反復的な訓練としていますか。		①=
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□いる □いない	
	※ また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域 で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを		
	目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・ 継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週1 回以上実施することを目安としています。		
	① 加算(I)口に係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果 (例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状	□いる □いない	平 18 留意事項 第2の3の2(11) ①ホ
	況)等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を		
	行い、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓		
	練の効果等について説明し、記録していますか。 ① 概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況 や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当	□ いる □ いない	
	する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者 等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓 練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの		
	改善状況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直し や訓練項目の変更など、適切に対応していますか。		
	※ 利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければ		
	なりません。 なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情 報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者にお		
	ける個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚 生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイド ライン」等を遵守してください。		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
(個別機能訓練加算(I)イ・ロ共通)	※ 個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、算定することはできません。 ※ 目標設定・個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については、別に定める通知において示すこととします。 ※ 個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実		平 18 留意事項 第2の3の2(11) ①へ
	施者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の 個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにして ください。		
(個別機能訓練加算(Ⅱ))	● 個別機能訓練加算(Ⅱ)の算定上の留意事項 ① 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行っていますか。 ※ LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。	□いる □いない	平 18 留意事項 第2の3の2(11) ②
	② サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行っていますか。 ※ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されます。	□いる□いない	
	※ 利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画の作成・見直しをすることが加算の要件であることから、地域密着型通所介護事業所における長期の宿泊サービスの利用者は、訪問すべき居宅に利用者がいないため、基本的には個別機能訓練加算を算定することはできません。しかし、例えば、今後宿泊サービスの利用を終了し居宅生活を再開予定である利用者について、利用者とともに居宅を訪問し、居宅での生活にあたっての意向等を確認した上で、居宅での生活再開に向けた個別機能訓練を実施する等の場合は、同加算の算定も可能です。		令和3年度介護 報酬改定に関す るQ&A (Vol. 3) (令和3年3月 26日) 問60
12 ADL維持等加 算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間(算定を開始する月の前年から起算して12月までの期間)の満了日の属する月の翌月から12月に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 14

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合		
	においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 (1) A D L ### ## (1)		
	(1) ADL維持等加算(I)		
	(2) A D L維持等加算(Ⅱ)		亚 0月 原光生 05
( A D I 644+555	「厚生労働大臣が定める基準」		平 27 厚労告 95
(ADL維持等	ア AD L維持等加算(I)		第 16 号の 2
加算(I))	次の基準のいずれにも適合すること		
	(1) 評価対象者(事業所又は施設の利用期間((2)にお		
	いて「評価対象利用期間」という。)が6月を超える 者をいう。以下この号において同じ。)の総数が10	□いない	
	有をいう。以下この号において同じ。)の総数が「U 人以上ですか。		
	(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月	□いる	
	(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月	□いない	
	の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用	Пи.,ти,	
	がない場合については当該サービスの利用があった最		
	終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく		
	値(以下「ADL値」という。)を測定し、測定した		
	日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出して		
	いますか。		
	(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算し	□いる	
	て6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開	□いない	
	始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一		
	定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」と		
	いう。)の平均値が一以上ですか。		
(ADL維持等	イ ADL維持等加算(Ⅱ)		
加算(Ⅱ))	次の基準のいずれにも適合すること		
	① ア(1)及び(2)の基準に適合していますか。	□いる	
		□いない	
	② 評価対象者のADL利得の平均値が2以上ですか	□いる	
		口いない	
(ADL維持等	<ul><li>● ADL維持等加算(I)(II)の算定上の留意事項</li></ul>		
加算(I)・(Ⅱ)	① ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、	□いる	平 18 留意事項
共通)	Barthel Index を用いて行っていますか。	口いない	第2の3の
	② 上記ア(2)におけるADL値の提出は、LIFEを用	□いる	2(12)①
	いて行っていますか。	□いない	
	※ 上記ア(2)及びイ(2)におけるADL値の提出は、評価		
	対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定し		
	たADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL		
	値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る		
	同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に		
	応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均		
	して得た値とします。		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	1 2以外の者     ADL値が0以上25 以下     1       ADL値が30 以上50 以下     1       ADL値が55 以上75 以下     2       ADL値が80 以上100 以下     3       ADL値が0以上25 以下     0       ADL値が0以上25 以下     0       ADL値が30 以上50 以下     0       ADL値が355 以上75 以下     1       ADL値が35 以上70 以下     0       ADL値が55 以上75 以下     1       ADL値が80 以上100 以下     2		
	③ ADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)及び下位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を除く利用者(以下「評価対象利用者」という。)としていますか。 ※ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提	□いる □いない	
(ADL維持等	用している利用者については、リハヒリアーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者に含めるものとします。  ※ 加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市長に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とします。  ■ ADL維持等加算(III)の算定上の留意事項		平 12 老企 36 第二の 7 (12) ①
加算(Ⅲ))	※ 令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であって、改正後のADL維持等加算に係る届け出を行っていないものは、令和5年3月31日までの間はADL維持等加算(II)を算定することができます。この場合の算定要件等は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(I)の要件によるものとします。		平 12 老企 36 第二の 7(12)②
13	ADL維持等加算(Ⅲ)の算定に係る事務処理手続等の 詳細については、「ADL維持等加算に関する事務処理 手順及び様式例について(平成30年4月6日老振発第 0406第1号、老老発第0406第3号)におけるADL維 持等加算(I)の事務処理手順等を参考にしてください。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし	□いる	平 18 厚労告 126
13 認知症加算 (一般型のみ)	がに厚生労働人民が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。 ※ 共生型地域密着型通所介護費を算定している場合は、算定できません。	□いる □いない □該当無	州 18 厚为音 126 別表 2 の 2 注 15
	[厚生労働大臣が定める基準] ア 指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していますか。	□いる □いない	平27厚労告95 第51号の6

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	イ 地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定	□いる	
	日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常	口いない	
	生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認めら		
	れることから介護を必要とする認知症の者の占める割		
	合が100分の20以上ですか。		
	ウ 地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当	□いる	
	該地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指	□いない	
	導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研		
	修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を		
	1名以上配置していますか。		
	[厚生労働大臣が定める利用者]		平27厚労告94
	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認め		第35号の5
	られることから介護を必要とする認知症の者		
	※ 認知症加算は、暦月ごとに、指定基準に規定する看護		平18留意事項
	職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員		第2の3の2(13
	を常勤換算で2以上確保する必要があります。		
	このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、		
	暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当		
	該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除す		
	ることによって算定し、暦月において常勤換算方法で2		
	以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。		
	なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数につ		
	いては、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際		
	に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めな		
	いこととし、常勤換算方法による員数については、小数		
	点第2位以下を切り捨てるものとします。		
	具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改		
	定に関する Q&A (平成 27 年 4 月 1 日) の問 25 を参照し		
	てください。		
	※ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が		
	認められることから介護を必要とする認知症の者」と		
	は、日常生活自立度のランクIII、IV又はMに該当する者		
	を指すものとし、これらの者の割合については、前年度		
	(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月		
	当りの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人		
	員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人 員数には含めません。		
	具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改		
	定に関する Q&A (平成 27 年 4 月 1 日) の問 31 を参照し		
	たに関する QCCA (平成 27 年 4 月 1 日) の同 31 を参照してください。		
	なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で		
	認知症高齢者の日常生活自立度が変更になった場合は、		
	記却延高師者の日常生活自立度が変更になった場合は、 月末の認知症高齢者の日常生活自立度を用いて計算しま		
	月末の認知症局 即省の日常生活自立及を用いて 計算します。		
	9°     9°		
	※ 利用美人員数又は利用延入員数の割合の計算方法は、 次の取扱いによるものとします。		
	イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業		
	を開始し、又は再開した事業所を含む。)について		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届出を提出しなければなりません。 ※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」、「認知症介護に係る実践的な研修」とは、それぞれ、「認知症介護実践者等養成事業の実施について(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について(平成18年3月31日老発第0331007号厚生労働省計画課長通知)」に規定する「認知症介護指導者研修」、「認知症看護に係る適切な研修」、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症介護実践者研修」を指します。 ※ 認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修の修了者は、通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があります。 ※ 認知症加算について、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、又はMに該当する者に対して算定することができます。また、中重度者ケア体制加算の算定をともに、中重度者ケア体制加算も算定できます。 ※ 認知症加算の算定とともに、中重度者ケア体制加算も算定できます。 ※ 認知症加算の算定とともに、中重度者ケア体制加算も算定できます。 ※ 認知症加算を算定している事業所にあっては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成してください。なお、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するケスを行るを行るに資するケスを行るに質するケスを行るに質するケスを行るに質するケスを行るに質するケスを行るに質するケスを行るに質するケスを行るに質するケスを行るに質するケスを行るに質するケスを行るに関知ないますに対していても、認知ないますに対していている事業所にあっては、認知ならない。  ※ 記述は対している事業所にあっては、認知症の症状の進行の緩和に資するケスを計画的に実施するプログラムを作成してください。なお、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するケスを行るに対している。  ※ 記述は対している事業所にあっては、認知ないますに対している事業所にあっては、認知ならないますに対している事業所にあっては、認知ならないますに対している事業所にあっては、認知ないますに対している事業所にあっては、認知ないますに対している事業がある。  ※ 記述は対しているでは、記述は対している。 ※ 認知ないますに対している事業所にあっては、認知ないますに対している。 ※ 認知ないますに対している。 ※ 認知ないる。 ※ 認知ないる		
	アを行うなどの目標を地域密着型通所介護計画又は別途 作成する計画に設定し、地域密着型通所介護の提供を行 なこれば以票です。		
1.4	うことが必要です。		亚 10 同类件 102
14 若年性認知症利 用者受入加算 (一般型のみ)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して地域密着型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 16
	所定単位数を加算していますか。 〔厚生労働大臣が定める基準〕 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定 めていますか。	□いる □いない	平27厚労告95 第18号
	※ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を 定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応 じたサービス提供を行ってください。 ※ 若年性認知症利用者受入加算は、認知症加算を算定し ている場合は算定しません。		平18留意事項 第2の3の2(14)
15 栄養アセスメン ト加算 (一般型のみ)	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市 長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利 用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養ア セスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決す	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 17

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	べき課題を把握することをいう。以下同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。		
	ただし、利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定できません。 ※ 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環とし		平18留意事項 第2の3の
	て行われることに留意してください。 ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。	□いる □いない	2(15)① 平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 17 <b>(1)</b>
	※ 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所 (栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。)、医療 機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定 要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いてい るもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているも のに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都 道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステー ション」)との連携により、管理栄養士を1名以上配置 して行ってください。		平18留意事項 第2の3の 2(15)②
	イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。	□いる □いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 17(2)
	※ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、①から④に掲げる手順により行ってください。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定してください。 ① 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 ② 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。		平18留意事項 第2の3の 2(15)③
	<ul><li>③ イ及び口の結果を当該利用者又はその家族に対して 説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応 じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。</li><li>④ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用 者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄 養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討する ように依頼すること。</li></ul>		
	※ 利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄		平18留意事項 第2の3の 2(15)④

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定で きます		
	ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出 し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管 理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用して いますか。	□いる □いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 17 (3)
	※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。また、サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行ってください。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用され		平18留意事項 第 2 の 3 の 2(15)⑤
	ます。 エ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	□いない □いる	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 17(4)
16 栄養改善加算 (一般型のみ)	次のア〜オのいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 18
	ア 事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を1名以上配置していますか。		平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 18 (1) 平18留意事項 第2の3の2(16) ②
	イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士 等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態 にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。	□いる □いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 18 (2)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養 改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態 を定期的に記録していますか。	□いる □いない	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 18 (3)
	エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価 していますか。	□いる □いない	平18厚労告126 別表2の2注 18(4)
	オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	□いない □いる	平18厚労告126 別表2の2注 18(5)
	「栄養改善加算を算定できる利用者」 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のア〜オのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者としていますか。 ア BMIが18.5未満である者 イ 1〜6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当する者ウ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者エ 食事摂取量が不良(75%以下)である者オ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者	□いる □いない	平18留意事項第2の3の2(16)3
	<ul> <li>※ なお、次のような問題を有する者については、上記アースのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。</li> <li>・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)</li> <li>・ 生活機能の低下の問題</li> <li>・ 検診の低下の問題</li> <li>・ 関じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)</li> <li>・ 認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)</li> <li>・ うつの問題(基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該</li> </ul>		
	当する者などを含む。)  【栄養改善サービスの提供の手順】  ① 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握していますか。  ② 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という。)を行っていますか。	□いる □いない □いる □いない	平18留意事項 第2の3の2(16) ④イ 平18留意事項 第2の3の2(16) ④ロ

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	③ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その 他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項	□いる □いない	平18留意事項 第2の3の2(16)
	(食事に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理 上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養 ケア計画を作成していますか。		<b>4</b> ¤
	④ 作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同	□いる □いない	
	意を得ていますか。 ※ 栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型通所介護計 要の内に記載する場合は、この記載なる。 て営業を図書		
	画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。  ⑤ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごと	□いる	     平18留意事項
	に栄養改善サービスを提供していますか。	□いない	第2の3の2(16) ④ハ
	⑥ 栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該 計画を修正していますか。	□いる □いない	T10(112) = 75
	⑦ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得	□いる□いない	平18留意事項 第2の3の2(16) ④ニ
	て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・ 食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の		
	準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供していますか。  ③ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生	□いる	     平18留意事項
	活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測 定する等により栄養状態の評価を行っていますか。	□いない	第2の3の2(16) ④ホ
	⑨ ⑧の評価の結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供していますか。	□いる □いない	
	⑩ ⑧の評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者 の要件のいずれかに該当する者であって、継続的に管 理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改	□いる□いない	平18留意事項 第2の3の2(16) ④へ
	善の効果が期待できると認められるものについては、 継続的に栄養改善サービスを提供していますか。		
	※ サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算		
	定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はありません。		
17 口腔・栄養スク リーニング加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護 事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用 者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスク	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 19
(一般型のみ)	リーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加 算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる		
	単位数を所定単位数に加算していますか。(いずれかの加算のみの算定であり、利用者が当該事業所以外で既に口		
	腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあって   は算定できません。)   (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)		
1	1.1 HE - LINE A.A. A. — A. MASEL ( ) [	L	J

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		
	[厚生労働大臣が定める基準]	_	平 27 厚労告 95
(口腔・栄養ス	<b>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)</b>	□いる	第 51 号の 7
クリーニング加	次に掲げる(①、②)いずれかに適合していますか。	□いない	
算(I))	① 次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。	□いる	
	ア 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地	□いない	
	域密着型通所介護費のイを算定していること。		
	イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の		
	健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の		
	健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状		
	態が低下しているおそれのある場合にあっては、そ		
	の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当		
	する介護支援専門員に提供していること。		
	ウ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状		
	態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関		
	する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあって		
	は、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当		
	該利用者を担当する介護支援専門員に提供している		
	こと。		
	エ 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれに		
	も該当しないこと。		
	├ 栄養アセスメント加算を算定している又は当該		
	利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サー		
	ビスを受けている間である若しくは当該栄養改善		
	サービスが終了した日の属する月であること。		
	二 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口		
	腔機能向上サービスを受けている間である又は当		
	該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月		
	であること。		
	オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこ		
	と。		
	② 次に掲げる基準(ア〜ウ)のいずれにも適合してい	□いる	
	ますか。	口いない	
	ア 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の		
	地域密着型通所介護費の口を算定していること。		
	イ ①イ及びウに掲げる基準のいずれにも適合する		
	こと。		
	ウ ①オに掲げる基準に適合すること。		
(口腔・栄養ス	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		
クリーニング加	次に掲げる基準(①、②)のいずれにも適合しています	□いる	
算(Ⅱ))	か。	□いない	
	① (1)①ア及びオに該当していますか。	□いる	
		□いない	
	② 次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。	□いる	
		□いない	
	ア 次に掲げる基準 (├┤~(三)) のいずれにも適合する		
	こと。		
	<ul><li>(1)のイ及びオに掲げる基準に適合すること。</li></ul>		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
項目	自主 点検 のポイント  (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を 算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算 定に係る栄養改善サービスを受けている間である 若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属 する月であること。 (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。  イ 次に掲げる基準(→(三))のいずれにも適合すること。 (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を 算定目でいない、かつ、当該利用者が口腔機能向 互と。 (一) (1) のウ及びオに掲げる基準に適合すること。 (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を 算定見ていない、かつ、当該利用者が口腔機能向 上加算の算定に係る発養改善サービスが終了した日の属する 月ではないこと。 (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上サービスを受けている間及び当該、業後改善サービスが終了した日の属する 月ではないこと。 (三) 算定日が属する月ではないこと。 (三) 算定日が属する月であること。 (三) 算定日が属する月であること。 (三) 算定日が属する月であること。 (三) 算定日が属する月であること。 (回腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング(以下「ウわれるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。) は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 (三) に対して、原則として一体的に実施すべきものです。ただし、上記(2)に規定する場合にあっては、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきのみを行い、口腔スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができます。 (三) では、表との一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるそれに関する確認を行い、企配認した情報を介護支援専門員に対し、提供のリーニング は、対し、規模を介護支援専門員に対し、提供のよりに表に対し、表に対して、次に掲げるそれに関する確認を行い、企配認した情報を介護支援専門員に対し、表に対して、対し、表に対して、表に対して、対し、表に対して、表に対して、表に対して、対し、利用を行い、対して、利用者に対して、次に掲げるそれに関する確認とでいる。 (一) 1 に関する・1 に関する・2 に当なのがでは、利用者について、次に掲げるそれに関するを行い、1 に関する・2 に当なのは、1 に関する・2 に対している。 2 に当なのながでは、利用者に対して、表に対している。 3 に当なのながでは、利用者に対しているのは、1 に関する 2 に当なのながでは、1 に関する 2 に当なのながでは、1 に関する 2 に当なのながでは、1 に関する 2 に対しているのは、1 に対しないるのは、1 に対しているのは、1 に対しているのは、1 に対しているのは、1 に対しないるのは、1 に対しているのは、1 に対しないるのは、1 に対しないるのは	点 検	根拠法令 平18留意事項 第2の3の 2(17)

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	知)に規定する基本チェックリストのNo.11 の項目が 「1」 に該当する者 c 血清アルブミン値が 3.5 g / dl 以下である者 d 食事摂取量が不良 (75%以下) である者		
	<ul> <li>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施してください。</li> <li>※ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも</li> </ul>		
18 口腔機能向上加 算 (一般型のみ)	栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。 次に掲げる厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上サービス。3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数を加算していますか。 (いずれかの加算のみの算定であり、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続きなることが必要しては、またまでである。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 20 平18留意事項 第 2 の 3 の 2(18)
(口腔機能向上 加算(I))	き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。)  (1) 口腔機能向上加算(I)  厚生労働大臣が定める基準  (1) 口腔機能向上加算(I)  厚生労働大臣が定める基準  (1) 口腔機能向上加算(I)  次に掲げる(ア〜オ)いずれにも適合していますか。 ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置していること。 イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス(指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	平 27 厚労告 95 第 51 号の 8

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	護費の注 に規定する口腔機能向上サービスをいう。以		
	下同じ。) を行っているとともに、利用者の口腔機能		
	を定期的に記録していること。		
	エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況		
	を定期的に評価していること。		
	オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
(口腔機能向上	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	□いる	
加算(Ⅱ))	次に掲げる(ア〜イ)いずれにも適合すること。	口いない	
	ア (1)の(ア〜オ)に掲げる基準のいずれにも適合し	□いる	
	ていますか。	口いない	
	イ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等	□いる	
	の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス	口いない	
	の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の		
	適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用してい		
	ますか。		
	※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用		
	いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻		
	度等については、「科学的介護情報システム(LIF		
	E)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順		
	及び様式例の提示について」を参照してください。		
	また、サービスの質の向上を図るため、LIFEへの		
	提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状		
	態に応じた栄養管理の内容の決定 (Plan) 、当該決定に		
	基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価		
	(Check) 、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見		
	直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイク		
	ル)により、サービスの質の管理を行ってください。		
	提出された情報については、国民の健康の保持増進及びそ		
	の有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されます。		
(口腔機能向上	<ul><li>■ 口腔機能向上加算の算定上の留意事項</li></ul>		
加算(I)・(Ⅱ)	① 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア〜ウ	□いる	
共通)	までのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サ		
	一ビスの提供が必要と認められる者としていますか。		
	ア 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔		
	の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該		
	当する者		
	ヨッる句   イ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、		
	(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該		
	当する者		
	のある者		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	※ 利用有の口腔の状態によっては、医療における対応を   要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護		
	安りる場合も忍足されることから、必要に応して、介護 支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報		
	提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。		
	※ 利用者が歯科医療を受診している場合であって、次の   アフはくのいずれかに該当せる担合になっては、大畑管		
	ア又はイのいずれかに該当する場合にあっては、本加算		
	は算定できません。	j l	

項	目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
		ア 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機		
		能療法を算定している場合		
		イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機		
		能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔		
		機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練		
		の指導若しくは実施」を行っていない場合		
		● 口腔機能向上サービスの提供の手順		
		① 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握していま	□いる	
		すか。	□いない	
		② 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員	□いる	
		が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機	□いない	
,		能に関する解決すべき課題の把握を行っていますか。		
		③ 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相	□いる	
		談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。	□いない	
}		④ 作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔	□いる	
		機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説	□いない	
		明し、その同意を得ていますか。		
		※ 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護		
		計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能		
		改善管理指導計画の作成に代えることができます。		
		⑤ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯	□いる	
		科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サ	□いない	
		ービスを提供していますか。		
		⑥ 口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば	□いる	
,		直ちに当該計画を修正していますか。	口いない	
		⑦ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者	□いる	
		の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機	口いない	
,		能の状態の評価を行っていますか。		
		⑧ ⑦の評価の結果について、当該利用者を担当する介護		
		支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報	□いない	
,		提供していますか。		
		⑦の評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者     ※はかに言語時間は、歩利祭はよりは手護聯盟	□いる	
		であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は	□いない	
		<b>等かサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は</b> 維持の効果が期待できると認められるものについては、継		
		維持の効果が期待できると認められるものについては、極続的に口腔機能向上サービスを提供していますか。		
		アロ腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の		
		口腔機能の低下が認められる状態の者		
		イ 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、		
		口腔機能が著しく低下するおそれのある者		
		※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用		
		いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻		
		度等については、「科学的介護情報システム(LIF		
		E) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順		
		及び様式例の提示について」を参照してください。		
		また、サービスの質の向上を図るため、LIFEへの		
		提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状		
		態に応じた栄養管理の内容の決定 (Plan) 、当該決定に		
1			,	'

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価 (Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行ってください。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されます。 ※ サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。 ※ 口腔機能向上サービスの適切な実施のため、「口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示		
	について(平成18年3月31日老老発第 0331008 号)」を参考にしてください。		
19 科学的介護推進 体制加算 (一般型のみ)	次に掲げる(ア〜イ)いずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 21
	ア 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。		
	イ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※ 原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上		平18留意事項
	記ア・イに掲げる要件を満たした場合に、事業所の利用者全員に対して算定できるものです。 ※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 ※ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具		第2の3の2(19)
	体的には、以下のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりませんのでご留意ください。 ① 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)。		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	② サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。 ③ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。 ④ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。 ※ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されます。		
20 同一建物等に居 住する利用者に 対する取扱い (一般型のみ)	れます。 地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数から減算していますか。 ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 24
	※ 「同一建物」とは、当該地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。また、ここでいう同一建物とは、当該建築物の管理、運営法人が当該地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護事業者と異なる場合であっても該当します。 ※ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。		平18留意事項第2の3の2(20)
	具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者 又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自 力での通所が困難(当該建物にエレベーターがない又は 故障中の場合)である者に対し、2人以上の従業者が、 当該利用者の居住する場所と当該地域密着型通所介護事 業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。 ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助 を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、 介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討 し、その内容及び結果について地域密着型通所介護計画 に記載してください。 また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等に ついて、記録しなければなりません。		
21 送迎を行わない 場合の減算 (一般型のみ)	利用者に対して、その居宅と地域密着型通所介護事業所 との間の送迎を事業者が行わない場合は、片道につき所定 単位数から減算していますか。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 25

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など、事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。 ただし、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護を行った場合の減算の対象となっている場合には、本減算の対象となりません。		平18留意事項 第2の3の 2(21)
22 サービス提供体 制強化加算 (一般・療養)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護事業所が利用者に対し地域密着型通所介護を行った場合は、次の区分に従い、地域密着型通所介護費については1回につき、療養通所介護費については1月につき、次の所定単位数を加算していますか。 ただし、次のいずれかの加算を算定している場合においては、次のその他の加算は算定できません。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 ハ 平 18 留意事項 第 2 の 3 の 2(25)
	① 地域密着型通所介護費を算定している場合		
	(1) サービス提供体制強化加算(I)		
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		
	② 療養通所介護費を算定している場合		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) イ		
	(5) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ		
	[厚生労働大臣が定める基準]		平 27 厚労告 95
	(1) サービス提供体制強化加算 (I)		第 51 号の 9
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	① 次のいずれかに適合すること。 ア 地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数の		
	うち介護福祉士の占める割合が100分の70以		
	上であること。		
	イ 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、		
	勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が		
	100分の25以上であること。		
	② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
	<u>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</u>		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	① 地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のう		
	ち介護福祉士の占める割合が100分の50以上で		
	あること。		
	② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	① 次のいずれかに適合すること。		
	ア 地域密着型通所介護の介護職員の総数のうち、 介護福祉士の占める割合が100分の40以上で		
	が、		
	員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	割合が100分の30以上である。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) イ		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	① 療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数		
	のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が10		
	0分の30以上であること。		
	② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していなこと。		
	(5) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ かに担ばえ其準のいだわにも 済へよっこし		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数		
	のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が10		
	0分の30以上であること。		
	② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していなこと。		
	※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により		
	算出した前年度(3月を除く)の平均を用います。		
	※ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を		
	開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届		
	出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合		
	につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなり ません。その割合については、毎月記録するものとし、		
	所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が		
	算定されなくなる場合の届出を提出しなければなりませ		
	$\kappa_{\circ}$		
	したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業		
	者については、4月目以降、届出が可能となるもので す。		
	※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格		
	を取得している者とします。		
	勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年		
	数をいうものとします。具体的には、平成25年4月に		
	おける勤続年数3年以上の者とは、平成25年3月31 日時点で勤続年数が3年以上である者をいいます。		
	ロ時点で動統年数かる年以上である名をいいます。   動続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤		
	新帆牛鼓の昇足に当たりては、当成事業所における動   務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事		
	業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者		
	に直接提供する職員として勤務した年数を含めることが		
	できることとします。		
	地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員と		
	は、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導		
	員として勤務を行う職員です。 ※ 目 の東巻形にないて 第1日子形東巻の指字な併出		
	※ 同一の事業所において、第1号通所事業の指定を併せ て受け一体的に行っている場合においては、本加算の計		
	「気り一体的に行ってください。		
23	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員	□いる	平 18 厚労告 126
介護職員処遇改	の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た	口いない	別表2の2二注
善加算	地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、地域密着型	□該当無	
	通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、		
	令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単		]

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	位数に加算していますか。		
一般・療養)	基本サービス費に 介護職員処遇改善加算(I) 算減算を加えた総 の 59/1000		
	基本サービス費に 介護職員処遇改善加算(II) 算減算を加えた総 の 43/1000		
	基本サービス費に 介護職員処遇改善加算(皿) 算減算を加えた総 の 23/1000		
	[厚生労働大臣が定める基準] 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様提示について」(令和3年3月16日老発0316第4労働省老健局長通知) ア 加算の算定額に相当する従業者の賃金改善をている。 イ 介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出いる。(計画書には就業規則・賃金規程等、の加入書類を添付)ウ 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善を除く)の内容、改善の費用の見込み等を全職知している。 エ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等している。 オ キャリアパス要件等の届出をしている。 [キャリアパス要件I] 「介護職員の任用の際における職位、職責又は容等に応じた任用(賃金に関するものを含む。)件」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた任用(賃金に関するものを含む。)件」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた任用(賃金に関するものを含む。) 作」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた任用(賃金に関するものを含む。) に、全ての介護職員に周知していること。 「キャリアパス要件II」職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、上の目標及びA又はBに掲げる具体的な研修の機会し、全ての介護職員に周知していること。 A 資質向上のための計画に沿って、研修の機会又は技術指導等を実施(0JT、0FF-JT等)するに、介護職員の能力評価を行うこと。	式号 実 を働 (員 を 職等金の 資をを の例厚 施 し保 賃に 遵 務の体書 質策確 提の生 し て険 金周 守 内要系面 向定保 供	
	に、介護職員の能力評価を行うこと。 B 資格取得のための支援(研修受講のための勤トの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料援助等)を実施すること。  [キャリアパス要件Ⅲ] 次の①及び②の全てに適合すること。 ① 介護職員について、経験若しくは資格等に応給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇	等)の	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン	<u> </u>	点検	根拠法令
	~Cのいずれかに該当する仕組みである	こと。		
	A 経験に応じて昇給する仕組み			
	「勤続年数」や「経験年数」などに	応じて昇給す		
	る仕組みであること。			
	B 資格等に応じて昇給する仕組み			
	「介護福祉士」や「実務者研修修丁	者」などの取		
	得に応じて昇給する仕組みであること	-		
	護福祉士資格を有して当該事業所や治			
	者についても昇給が図られる仕組みて せる	ごめることを要		
	する。 C 一定の基準に基づき定期に昇給を判	定する仕組み		
	「実技試験」や「人事評価」などの			
	昇給する仕組みであること。ただし、			
	基準や昇給条件が明文化されているこ	とを要する。		
	② ①の内容について、就業規則等の明确	な根拠規定を		
	書面で整備し、全ての介護職員に周知し	ていること。		
	「職場環境等要件」 	1.4 (E h a) 24		
	届出に係る計画の期間中に実施する処遇は			
	を除く。)の内容を全ての介護職員に周知し <各加算の算定要件>	していること。		
	本の単位を 加算を取得するに当たっては、次に掲げ	る区分に広じ		
	て、届け出ること。			
	加算(I) キャリアパス要件 I ~ II	I、職場環境等		
	要件の全てを満たすこと。			
	加算(Ⅱ) キャリアパス要件 I・I	[、職場環境等		
	要件の全てを満たすこと。	,,, . ,		
	加算(Ⅲ) キャリアパス要件Ⅰ又に			
	を満たすことに加え、職場 満たすこと。	扇塚児寺安件を		
24	別に厚生労働大臣が定める基準に適合し	ている介護職	□いる	平 18 厚労告 126
介護職員等特定	員の賃金の改善等を実施しているものとし		□いない	別表2の2ホ
処遇改善加算	出た施設が、利用者に対し、サービスを		□該当無	74424
	は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲	げる単位数を		
	所定単位数に加算していますか。ただし、			
	方の加算を算定している場合にあっては、	次に掲げる他		
	方の加算は算定できません。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		ビス費に各種		
	介護職員等特定処遇改善加算(I) 加算減算 位数の12	を加えた総単 /1000		
		/ 1000 ビス費に各種		
		を加えた総単		
	位数の10			
	[厚生労働大臣が定める基準]			
	(平成27年3月23日厚生労働省告示第九十	五号)		
	① 介護職員等特定処遇改善加算(I)			
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること	0	J	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要す		
	る費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定		
	見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該		
	計画に基づき適切な措置を講じていること。		
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金		
	改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は		
	賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上で		
	あること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の第字見は無対の無力を表		
	の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りで		
	り、 日政員並以告が凶無しめる場合はこの限りしないこと。		
	(二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する		
	費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のあ		
	る介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見		
	込額の平均の2倍以上であること。		
	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)		
	の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護		
	職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額		
	の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員		
	以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能の ある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない		
	場合はその限りでないこと。		
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込		
	額が年額 440 万円を上回らないこと。		
	(2) 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該		
	計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所		
	の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定		
	処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に足は出ていること		
	に届け出ていること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃		
	金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により		
	事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るため		
	に当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善		
	分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容		
	について市長に届け出ること。		
	(4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の		
	職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。		
	(5) サービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれ かを届け出ていること。		
	(6) 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善		
	加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定しているこ		
	کی در این		
	(7) (2)の届出に係る計画中に実施する実施した職員の		
	処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下同		
	じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を		
	全ての職員に周知していること。		

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネット の利用その他の適切な方法により公表していること。		
	② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ①(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
25 介護職員等ベー スアップ等支援 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出 た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合には、 当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していま すか。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 へ
	【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ② 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 ④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑥ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。		平 27 厚労告 95 第 51 の 12(第 48 の 3 準用)
26 サービス種類の 相互算定関係	① 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を受けている間に、地域密着型通所介護費を算定していませんか。	□いない □いる □該当無	平 18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 22

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	② 施設入所(入院)者が外泊又は介護老人保健施設サー	□いない	平18留意事項
	ビス費の試行的退所を算定した場合に、地域密着型通所	□いる	第2の1(2)
	介護費を算定していませんか。	□該当無	
(療養型のみ)	③ 利用者が療養通所介護事業所において、指定療養通所	□いない	平 18 厚労告 126
	介護を受けている間は、当該事業所以外の指定療養通所	□いる	別表2の2注23
	介護事業所が指定療養通所介護を行った場合に、療養通	□該当無	
	所介護費は算定していませんか。		
第8 療養通所介	護費(独自)		
1	〔利用者〕	□いる	平18留意事項
基本的事項	療養通所介護の利用者は、在宅において生活してお	口いない	第2の3の2(24)
五/中/尹·英	り、当該サービスを提供するに当たり常時看護師による		3,12,20,27(21)
	観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺等を有		
	する重度者又はがん末期の利用者を想定していますか。		
	〔サービス提供時間〕	□いる	
	療養通所介護においては、利用者が当該療養通所介護	□いない	
	を利用することになっている日において、まず当該事業		
	所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通		
	所できる状態であることを確認するとともに、事業所か		
	ら居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認しています		
	か。		
	」が。 また、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送	□いる	
	り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまでをも	□いない	
	含めて一連のサービスとするものであり、これらの時間		
	を合わせてサービス提供時間としていますか。		
	〔サービス提供〕	□いる	
	療養通所介護の提供に当たっては、利用者の状態に即	□いない	
	した適切な計画を作成するとともに、利用者の在宅生活		
	を支援する観点から、他職種協同により、主治の医師に		
	よる医療保険のサービスや訪問看護サービス等の様々な		
	サービスが提供されている中で、主治の医師や訪問看護		
	事業者等と密接な連携を図りつつ、計画的なサービス提		
	事業有等と徴後な連携を図り フラ、計画的なり──こへ提   供を行っていますか。		
 入浴介助を行わ		□いる	平 18 厚労告 126
大俗が助を行わ ない場合	入浴介助を行っていない場合は、所定単位数の100分の		平 18 厚ガ音 126   別表 2 の 2 注 3
ない場合	95に相当する単位数を算定していますか。	□いない	別衣 2 02 2 注 3 
)데 ((, )) - 2 ( ~ ) ~ ) ~	化台走英位で入地市やアルタルングルルング	□該当無	
過少サービスに	指定療養通所介護事業所が提供する指定療養通所介護	□いる	平 18 厚労告 126
対する減算	の算定月における提供回数について、利用者1人当たり	口いない	別表2の2注3
	平均回数が、月5回に満たない場合は、所定単位数の100	□該当無	
	分の70に相当する単位数を算定していますか。		
第9 その他			
1	サービス利用前に利用申込者に対して、健康診断書を提	□いる	
サービス利用前	出するよう求めていませんか。また、健康診断書の提出を	□いない	
の健康診断書	拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。		
の提出			
1 77年日	[健康診断書の提出を求めている場合、その理由及び主な項目]		
1		I	ı

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※(平成13年3月28日 運営基準等に係るQ&Aから) 通所介護については通常相当期間以上にわたって集団 的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健 康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠 であるとは言えないが、サービス担当者会議における情 報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提 供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所 として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可 能であり、その費用の負担については利用申込者とサー ビス提供事業者との協議によるものと考える。 しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合で あっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に		
2 介護サービス情 報の公表	該当するものではないと考えられる。 <b>指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告する</b> <b>とともに見直しを行っていますか。</b> ※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払 を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。	□いる □いない	法第 115 条の 35 第 1 項 施行規則 第 140 条の 44
3 法令遵守等の業 務管理体制の整 備	① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。	□いる □いない	法第115条の32 第1項、第2項
	<ul> <li>[事業者が整備等する業務管理体制の内容]</li> <li>◎事業所等の数が20未満</li> <li>・整備届出事項:法令遵守責任者</li> <li>・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等</li> <li>◎事業所等の数が20以上100未満</li> <li>・整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程</li> <li>・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要</li> </ul>		施行規則 第 140 条の 39
	<ul> <li>◎事業所等の数が100以上</li> <li>・整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施</li> <li>・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、 代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、 業務執行監査の方法の概要</li> <li>②業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を</li> </ul>	□いる	
	② 業務管理体制(法事等遵守)についての考え(方針)を 定め、職員に周知していますか。 ③ 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組 を行っていますか。	□ いない □ いる □ いる □ いる	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ 具体的な取り組みを行っている場合は、次のア〜カを		
	〇で囲み、カについては内容を記入してください。		
	ア 介護報酬の請求等のチェックを実施		
	イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった		
	場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。		
	ウ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する		
	情報が含まれているものについて、内容を調査し、関		
	係する部門と情報共有を図っている。		
	エ 業務管理体制についての研修を実施している。		
	オ 法令遵守規程を整備している。		
	カ その他( )		
	④ 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・	□いる	
	改善活動を行っていますか。	□いない	